

## 平成18年度戦略的環境アセスメント総合研究会（第3回）議事録

### 1．開催日時

平成18年12月22日（金）9:30～12:00

### 2．開催場所

環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

### 3．議 事

#### （1）報告事項

第2回研究会後の委員意見について

#### （2）議 題

事例研究等

- ・ 埼玉県、東京都におけるS E Aの取組について
- ・ 河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方について

S E Aの評価方法について

今後の検討の進め方について

### 4．出席委員

浅野委員（座長）、石川委員、石田委員、井村委員、宇賀委員、小川委員、亀山委員、  
栗本委員、田中委員、辻本委員、原科委員、屋井委員

午前9時35分 開会

平野課長 定刻となりましたので、これより第3回戦略的環境アセスメント総合研究会を開催いたします。

本日は、年末の大変遅い時期でございますけれども、お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本日の委員の先生方の出欠についてご報告いたします。

本日は、委員13名中11名のご出席をいただいております。田中委員は後ほど御出席されると聞いてございます。

引き続き、本日の配付資料のご確認をいただきたいと思います。

湯谷補佐 議事次第の下に配付資料の一覧を載せてございますので、そちらの方でご確認いただけたらと思います。

資料1として「第2回S E A総合研究会後の委員意見の概要」、資料2として「埼玉県戦略的環境影響評価制度について」、資料3として「東京都における計画段階環境影響評価制度の概要」、資料4として「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方」、資料5として「上位計画のうち位置・規模等の検討段階におけるS E Aの評価方法について(案)」、資料6として「評価イメージ(廃棄物最終処分場に係るケーススタディ)」、資料7としてA4版1枚もので「今後の検討の進め方(案)」、参考資料1として、A3版で「上位計画等の策定プロセス」、最後に、参考資料2として第2回の議事録を用意させていただいております。

平野課長 お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

本日は第3回目ということで、S E Aの評価の方法を中心に、事例を踏まえながらご議論いただきたいと思います。

今回のS E Aの検討対象ですけれども、時期的なタイミングでございますが、上位計画のうち位置・規模等の検討段階というところに焦点を当てながらご審議いただければと考えております。

それでは、これより先の議事進行につきましては、浅野座長にお願いいたします。

座長、よろしくお願いたします。

浅野座長 今日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございました。

この総合研究会は、年度内に5回の開催が予定されておまして、8月に開きました第1回の研究会ではS E Aの概略についてのご説明を承り、皆様方から比較的自由にご意見をお出しいただきました。

前回、第2回目のご議論は、そのうち上位計画の策定段階での環境配慮にテーマを絞って事

事務局から資料を出していただいて、ご議論をいただきました。

この研究会でのこれまでの確認事項でございますが、基本的には、第1期の総合研究会が出したS E Aについての大きな考え方を踏まえるということをも確認しました。

第2に、戦略的環境アセスメント、S E Aというものの全体を考える場合には、環境基本計画にもありますように、必ずしも具体の事業計画の前段階ということのみを戦略的環境アセスメントと考えることは適当ではなく、政策段階でのS E Aの導入もあり得る。そのことを踏まえてS E Aというものを考えなければならないが、具体的に共通のガイドラインを年度内につくるということを考えますと、あれもこれもすべて考えたのではとても収拾がつかいませんから、とりあえず現在のアセス法で対象としている事業種を念頭に置いて、それらについての早い段階での環境配慮をどのようにシステム化できるかを考えることが現実的であろうということでありました。その辺のところまで話が進んできたわけであります。

今日は、その実体的な内容でありますけれども、先ほど事務局からお話がありましたように、位置や規模を検討する段階で、それが環境面からも検討が必要になりそうな計画に関してS E Aを組み込むとすれば、技術的にどのような評価が可能であるかということを含めたご議論をお願いしたいということでございます。

これもたびたび確認を申し上げていることでございますけれども、1つのパターンですべてを割り切るのは無理である。これはたびたび多くの委員から意見が出されておまして、事業種あるいは計画の種類によってバリエーションはさまざまある。だから、人によってはどれに自分のイメージ、フォーカスを当てて議論するかに若干ずれがありますから、そういう点でも意見がかみ合わない面があるわけですが、少なくとも最終的に共通のガイドラインを作ることを考えるならば、共通的でなければいけませんから、ある程度抽象的であってもやむを得ないわけでしょうし、さまざまな事業種、計画種に対応できるということでない限り意味がないということは、ほぼ了解できることだろうと思います。

これまでそのような形で議論をしてきておまして、今日は位置、規模の検討段階ということになっておりますが、位置、規模の環境面からの検討を伴わない場合を取り上げるということとはあり得ないわけですから、その点については、ご理解いただく必要があります。

それでは、まず、前回の研究会以降に委員からお出しいただいた意見について、事務局から説明をお願いいたします。

吉野補佐 資料1に沿ってご説明いたします。

前回の第2回S E A総合研究会後、石川委員、小川委員からご意見を提出いただいております。

す。

毎回概要ということで資料をお作りさせていただいておりますが、小川委員からのご意見については、ご本人のご希望で、原文のまま資料として使用させていただきました。

まず、石川委員のご意見からご説明いたします。

検討すべき環境配慮のあり方について。

これは第2回の総合研究会の資料についてのご意見でございますが、いろいろな段階でのS E Aについて配慮事項をご分析いただきまして、最後に「ノーアクション」と「マッピング」をキーワードとして、今後、検討していくべきではないかというご意見をいただいております。

今回は位置・規模ということで、石川委員からいただいたご意見の中でマッピングを中心に評価方法を議論させていただくことになるかと事務局としては考えております。

また、「検討すべき環境配慮のあり方」は、もっと細かいものを例として作成してみてもどうかということで、今回は、資料5の「上位計画のうち位置・規模等の検討段階におけるS E Aの評価方法について(案)」というものを作成いたしまして、評価のイメージを持っていただけるような形でご議論いただければと思っております。

また、地方について、かなり大きなインパクトがあると思われるというご意見をいただいております。ご意見を踏まえ、きちんと議論していきたいと思っております。

小川委員のご意見でございますが、資料は全文そのまま掲載させていただいております。

少し長いので、かいつまんでご説明いたします。

( ) 全体的な意見でございますが、まず、上位政策というのは、環境調査等を踏まえた環境影響評価を行う共通性や具体性に乏しいのではないかと。評価の実施がどこで具体的な便益をもたらすのかを考えて、共通的なものをつくれるようなところで検討してはどうか。また、新しい手続を設けるのであれば、既存の調整プロセスとの重複にならないようにする。きちんと便益を踏まえたものと考えてほしいというご意見を1ページでいただいております。

これにつきましては、委員から、3つ目の「・」で挙げられております 個々の規模が小さい事業の累積的な影響を検討することが、今の事業アセスでは困難である。 複数の事業が地域全体に及ぼす環境への影響を検討することには限界がある、 事業アセスでは検討の幅が限られ、有効な案の検討を行えない、これを補うのがS E Aであるとされているという平成12年の報告書を踏まえた記述がございますが、このうち今回ご議論いただきます位置・規模の検討段階におけるS E Aは 事業アセスでは検討の幅が限られ、有効な案の検討を行えない、そこを補うところに一番大きな便益があるのかと考えております。そして、そこについての評価

方法を、今回ご議論いただきたいと思いますと考えております。

2ページでございますが、まず、上位計画と事業実施段階などで環境影響評価を実施する者が異なる場合、コスト負担などで不整合が生じるのではないかとご意見をいただいております。今回、位置・規模を検討する段階におきましては、今、環境影響評価法上の対象となっております事業では、位置・規模を決める段階の環境影響評価の実施者と、事業実施の段階の環境影響評価の実施者は同一であると考えております。

また、2つ目の「・」で、手続面で負担が多く重複の問題が発生するので、S E Aで具体的に何の作業を行うのか、しっかり検討する必要があるということでございまして、今回、E I Aとどのように評価が違うのか、位置・規模の段階におきますS E Aの評価方法とE I Aの評価方法との差異がわかるように資料をお示しして、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

また、各段階において得られる計画諸元に関する熟度、精度を精査して、S E Aとして適切な評価項目を設定する必要があるというのが3つ目の「・」でございます。これも後ほど資料5に基づいてご説明いたしますが、今回お示ししている評価方法では、環境影響については被影響対象の分布等でその程度を把握するという、計画諸元の熟度、精度が不足している段階でも、この程度であれば行えるのではないかとご意見をいただいております。

また、S E Aの結果は、その後、行われる事業アセスに反映させることが重要。どのようにそれを担保していくのかということがございます。先ほどご説明申し上げましたが、今回、位置・規模の段階におけるS E Aを実施した場合、その実施者と事業アセスの実施者は基本的に同一の者となると考えておりますので、これは上位政策等を議論していくときに、先生のご意見を踏まえて考えていきたいと思っております。

最後の「・」でございますけれども、民間事業者にとって、S E Aの手続実施に伴うコスト負担の問題が発生するというお話がございます。民間事業者にどのような手続を求めるのか、どのような配慮が必要なのかにつきましては、第4回目において議論させていただきたいと考えております。

次のページからは、先生のご専門の発電所についてのご意見でございます。

発電所の場合、上位政策の段階ではエネルギー計画などがございまして、それについてはかなり環境配慮が進んでいて、しっかり行われているのではないかとご意見をいただいております。政策のS E Aについては今回、対象といたしません、先生のご意見を踏まえ、今後、検討させていただきたいと思っております。

また、次の2つの「・」で、民間事業者が発電所の建設を公表していない段階では、その建設計画が明らかになっていないので、S E Aの実施は不可能ではないか。また、公表された後では事業アセスと重なってしまって意味がないのではないかというご意見をいただいております。まず、最初の建設が公表されない段階でのS E Aでございますが、これはS E Aの情報をいつ、どのように公開していくのかという話と関連してくると思いますので、手続を検討する際にご議論させていただければと思います。また、発電所建設が公表された後では事業アセスと重なる、というお話でございますが、位置・規模の検討段階ということで、地点選定や主要な計画諸元の決定がされる前の段階で行っていただくものと考えております。

また、個別の発電所の建設と立地地点という枠内、しかも火力、水力、地熱に限られた枠内で選択肢の方向性をCO<sub>2</sub>の排出減を理由に限定することは行き過ぎではないかというご議論が、その後の「・」でございます。今回お示ししている評価方法の中にもありますとおり、S E Aにおいて事業者の方でどのように複数案を設定していただくのかというお話でございますが、環境のために、現実的に不可能な複数案を設定するところまで求めるものではないものになっておりますので、それは評価方法の中でご議論させていただきたいと思っております。

3ページの最後の「・」でございますが、計画・プログラムに相当する段階で記載されている検討すべき環境配慮のあり方として、環境負荷量、自然・生態系の改変等に焦点を当てた評価の実施を適切に行うためには、発電所ではかなり詳細な諸元が決まっている必要があるということでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、環境影響の被影響対象の分布などを分析することで、その程度を把握することを主とした評価方法となっておりますので、ご対応いただけるのではないかと考えております。

また、民間事業者が発電所建設を公表していない段階で、だれがどのようにして複数案を特定するのか明らかにする必要があるというご意見が、その次でございます。評価方法の中にもございますが、複数案は、事業者が計画策定プロセスの中で現実的なものを設定していただきたいと考えております。

最後でございますが、上位計画の実施主体が国や地方自治体といった政府に特定できるものに絞ってS E Aの導入を検討するとともに、そのガイドラインの共通化を図ることが賢い選択ではないかというご意見をいただいております。位置・規模等の検討段階におけるS E Aの評価方法につきましては、主体の如何にかかわらず、資料5のように評価方法についての共通項をまとめることはできると考えております。手続についてある程度差異が出てくることは、先生のご指摘のように、発電所建設の公表の時期ということもございまして、あるかと考えて

おりますが、それについては第4回目でご議論をさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

浅野座長 ただいま、出された2つの意見のご紹介並びにそれについての事務局のコメントもいただいたわけでありましたが、これをテーマにして議論を始めると、これで1回分の時間を使ってしまうような気もしますし、本日の議論のアジェンダが決められていますので、後のアジェンダに沿って議論できるものは後の方で議論させていただきたいと思います。

ただ、1点だけ気がつきました点は、「SEA」という言葉について、先ほど言いましたように、やはりまだまだ委員によって随分イメージに幅がある。つまり、現在のEIAをほとんどトレースするような形のものをSEAだと考えれば、それなりの議論が出てくるし、それからやり方は違う、哲学も丸きり異なるんだと割り切ってしまうと、また違う議論があってもよいわけです。その辺は、最終的に手続を考え、共通のガイドラインを取りまとめる段階で、できることなら研究会のメンバーの共通理解にしたいと考えています。

もしよろしければ今日の本題に入らせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、今日は、最初に3つの事例についてご報告をいただくことになっております。

まず、埼玉県と東京都から続けてご説明をいただくことにいたします。

事務局からご紹介をお願いします。

吉野補佐 まず、埼玉県と東京都からご発表いただきたいと思います。

埼玉県は、環境部温暖化対策課環境影響評価担当、黒岩様にご出席をいただいております。また、東京都からは、環境局都市地球環境部環境影響評価課、小澤様にご出席をいただいております。

それでは、黒岩様からご発表いただければと思います。よろしく願いいたします。

埼玉県 埼玉県環境部温暖化対策課の黒岩と申します。よろしく願いいたします。

それでは、埼玉県からご説明させていただきます。

本県の戦略的環境影響評価制度は、平成12年度から検討を開始いたしまして、平成13年度に戦略的環境影響評価基本構想を策定いたしました。そして、平成14年3月に埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱を策定いたしまして、平成14年4月1日から実施いたしております。

本県の戦略的環境影響評価の手続のフローでございますけれども、これは別紙1にあるとおり、まず、計画書に係る手続と報告書に係る手続という2段階に分けて実施しております。計画書に係る手続というのは、事業者が「こういう調査項目を設定して、こんな方法で調査、予

測を行いますよ」といったことをまとめたものでございます。この計画書を一般の公告・縦覧に供しまして、それについて環境知事が意見を述べ、そして「この計画書について、こんな課題がありますよ」あるいは「こんなことに注意してください」というような意見を環境知事が事業者に対して申し上げます。

事業者の方は、そうした意見を踏まえた上で調査、予測を行い、その結果を踏まえた戦略的環境影響評価報告書を作成いたします。これをまた公告・縦覧の手續に供し、これについて環境知事が「実際の事業アセスにつなげていくときは、こういうふうなことに配慮してくださいよ」あるいは「こういうことが課題になりますよ」といったことを事業者にフィードバックするといった大まかな手續になっております。

本県の戦略的環境影響評価制度の特徴でございますけれども、まず1点目といたしまして、個別事業に対する戦略的アセスであり対象となる事業計画については、規模も県の条例アセスと同一であるということです。

2点目といたしまして、原則として県が策定する計画を対象としていますということです。これは原則、県の計画を対象としているわけですがけれども、要綱の条文を見ていただければわかりますとおり、市町村の計画についても対象とすることができます。

そして3点目、複数案の検討を原則としております。また、ノーアクション案を複数案に含めることは義務化しておりません。ただ、複数案の検討を原則としてはいたしますけれども、事情によっては単一の案でもやむを得ないといったことを規定してございます。

4点目といたしまして、環境面に加えて社会・経済面についても評価項目としております。

5点目といたしまして、先ほど手續のフローで述べましたとおり、計画書と報告書という2つのアセス書の手續を行っております。

これらを含めました標準的な手續期間は、約1年でございます。

2番目の評価手法ですがけれども、まず、環境面の調査、予測、評価に係る環境要素の範囲は、表にお示ししたとおりです。

次のページですがけれども、関連する社会・経済面の調査、推計に係る社会・経済要素の範囲につきましては、この表にまとめたようなファクターを挙げております。ただし、すべての案件について、すべての評価項目を調べなくてはいけないということではございません。事例に応じて評価すべき項目を、環境サイドと打ち合わせの中で決定しているというのが実態です。また、例えば事業によって標準調査項目のようなものも、特に設けてはおりません。こうした例の中から必要と思われる調査項目を選定いたしまして、それについて調査を行うというよう



なスタイルをとっております。

評価指標ですけれども、これは事例の抜粋を別紙事例 1、2、3 という形でまとめてございますので、そちらを参考にいただければと思います。

評価の考え方ですけれども、各原案について、複数案をいろいろ出していただくわけですけれども、それぞれの複数案の長所、短所を明確化していただくということ、それから、環境面の選定項目と関連する社会・経済面の選定項目間における、背反する関係の明確化について記述していただくといったことを比較検討の方法としております。

案の優劣についての検討ですけれども、優劣というのは、今まで3件やった中で、それぞれ違う形で優劣をつけていますが、順位をつけるというよりは、例えば とか とか というような方法で、「どの案が一番すぐれていますね」というよりは、「相対的にこの案がいいのかな」というふうな優劣のつけ方をしております。最終的に「この案がすぐれています」といった判断は、特に下してはおりません。

社会・経済面の扱いの有無についてですけれども、今、説明させていただきましたとおり、2 ページの上にあるような表に基づいて、評価予測を行っているところでございます。

それから、事例ですけれども、今まで埼玉県では3件実施してまいりました。

1件は、別紙事例1の、埼玉高速鉄道です。これは埼玉県の地下鉄ですけれども、この延伸に係る戦略的アセスです。もう一つは、市町村の事例ですけれども、所沢市の北秋津地区土地区画整理事業の戦略アセスです。それから、直近の事例といたしまして、彩の国資源循環工場第 期事業基本構想についての戦略アセスを実施してきたところでございます。

何分まだ3件しかないものですから、それぞれの案について決まりきったフォーマットというのは特になくて、それぞれについて評価・予測項目も当然異なりますし、それから、今後、事例を積み重ねていく中で、評価、予測の手法とか、あるいはどういった段階で戦略アセスにかけるとか、そういったことを検討していきたいと思っております。

なお、本県の戦略アセスの基本構想あるいは要綱の条文、それから今まで実施してきた案件の計画書、報告書につきましては、本県の当課のホームページにも掲載してございますので、そちらをご参考にいただければと思います。

以上で埼玉県からの報告を終わらせていただきます。

浅野座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、東京都からのご説明をお願いいたします。

吉野補佐 東京都、小澤様からご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

東京都 ただいまご紹介いただきました東京都環境局の小澤と申します。

東京都における計画段階環境影響評価制度の概要について、ご紹介させていただきます。

東京都のアセス条例は、昭和55年、1980年10月に制定されたわけですが、当時のアセス条例では、計画、内容が固まってしまって、要は事業段階に入ってしまったから手続を実施していたことから、環境面からの計画の見直しは困難であるといった指摘もありまして、平成5年2月、事業段階の手続に先立ちまして、環境に著しい影響を及ぼす計画については計画の立案段階から情報を公開して、都民の意見を聞きながら、計画をより環境に配慮したものに調整していくという手続の仕組みを検討する会を立ち上げたわけです。

その後、この制度をいきなり条例化あるいは施行というのも社会的影響が大きい等、なかなか困難であるということで、制度の試行をして、その中で課題を抽出して、それをフィードバックして制度化あるいは条例化を目指すということから、平成10年10月に試行審査会というのを設置しております。具体的には、平成12年3月から約1年間かけまして、放射5号線という道路、これは既定の都市計画があった玉川上水の際を通る道路なんですけれども、これにつきまして試行的に総合アセス（この当時は総合アセスメントということで、試行してみたわけでございます）。

それらの問題点も踏まえて制度審査会から答申をいただきまして、平成14年4月に東京都環境影響評価審議会から「計画段階アセスメント制度の導入について」という答申をいただいております。このときは、当然ですけれども、計画立案の早い段階での環境への配慮ですとか、ここに書いてございますように、計画の早い段階での住民への情報提供とか、事前の計画段階での環境影響評価を事業計画に適切に反映させるとか、あるいは複合的（これはかなり広域的な開発ですけれども、複合的あるいは累積的な環境影響への対応など、これらの答申内容を踏まえて、平成14年7月に条例として制定されたわけです）。

条例で規定されている計画段階の対象計画とはどのようなものかといいますと、ここに書いてありますように、2つございます。

1つは、通常の個別計画。東京都では、道路、鉄道、高層建築物の建設等、26の事業が個別計画として定められております。では、計画段階というのはどの程度の規模なのかといいますと、計画アセスの対象となる規模は大体2倍以上ということで、2倍の数値を大体とっております。これは当然、複数案を作成するということから、通常のアセスの2倍以上になれば複数案を作成できる可能性があること、また環境影響の可能性が大きいことから、事前に評価する必要があるということで、2倍と設定されたと聞いております。

そのときに、実施場所、規模 道路については道路幅員ですとか環境施設帯の状況ですとか、また、建物で言えば建物の高さとか、床面積とか、規模あるいは設置する施設の構造、配置などを検討して複数案を作成することになります。

もう一つは、広域複合開発計画。これは30ヘクタール以上の計画でありまして、対象地域ですとか規模、計画人口、土地利用計画などを定める計画であって、複数のアセス対象事業がその中で計画されているようなものにつきまして、計画アセスの手続を踏むということで、条例では2つ規定しております。

2つ目に、対象計画は当然、事業計画の早い段階から複数案を環境面から比較評価することになります。

制度の適用は、当面、東京都の策定する計画に適用ということで、今のところ都施行の事業に限定しております。

では、どんな手続が必要なのかということで、2ページにフローが書いてございます。上が環境配慮書、下が特例環境配慮書でございます。

環境配慮書の中身は、先ほどの条件の中で対象計画の案を示したものを、これは複数案ですけども、後で述べますが、それぞれ予測評価した内容を記載した図書を提出する。これを30日間公示・縦覧いたします。その間、都民の意見あるいは関係区市の意見を聞くという手続を経まして、さらに都民の意見を聴く会、それと、これは事業段階にはない手続きですけども、事業者の意見を聴く会があります。通常、事業段階アセスですと、計画が固まって見解書というのが出ますけれども、そのときには計画がほとんど固まってしまっています。したがって、もうちょっと早い段階で事業者の考え方、事業に対する取り組みですとか、まだ計画の熟度が低いということから、事業者の見解書のような確定したものではなくて、もう少し幅広い議論をしていただくということから、事業者の意見を聴く会というものを設定しております。

その間、審議会に諮問いたしますけれども、最終的に環境配慮書が提出されてから大体180日間、6カ月間ぐらいを目途に知事から審査意見書を出します。その後、知事の審査意見書を受け取った事業者は、それを勘案して計画複数案、A・B・C案であればその中のどの案を選択するかということで、「どの案にしました」という計画策定書を東京都に提出していただきます。

そこからが事業段階アセスということで、通常、東京都では「調査計画書」と呼んでおりますけれども、これは法で言う「方法書」に該当すると思います。調査計画書、ここでも住民の意見を聴くという手続が入ります。次に、評価書案。これは法で言う「準備書」に置き換えて

いただきたいと思いますけれども、これも住民意見を聴くとともに、都民の意見を聴く会を開催するという手続きを経まして、最終的には評価書を策定していくというような流れになっております。

もう一つ、下の特例環境配慮書。これの提出時期は当然同じ時期。同じ時期というのは、条例では、対象計画を策定しようとするとき、あるいは基本的な事項を定める計画を策定しようとするときと規定はされているんですけども、この「基本的な事項」というのは何なのか具体的には記載しておりませんので、いつの時点、いわゆる政策的な段階なのか構想段階なのか、あるいは事業アセスのちょっと前の段階なのか、その辺のことは特には規定されておりませんが、今、言った、基本的な事項を定める計画を策定しようとするときとされています。

同時期に出すわけですけども、特例環境配慮書。これは後ろの方に事例として道路分が載せてありますから、後ほどご説明いたしますけれども、これにつきましては、今、ここではA・B・C案であれば、評価書案、アセス法でいう準備書を3冊束ねたような図書だと考えていただければと思います。逆に言うと、評価書案ということは、かなり具体的な事柄が決まっています、予測評価の評価書案と同等のレベル、内容になっているというものでございます。

これは特例環境配慮書という形で、一定の手続きを経て提出していただきますと、先ほどのように公示・縦覧という手続きが入って、都民の意見を聴く会を経まして、知事の審査意見書を東京都から事業者にお渡しする。その後、事業者はA・B・C案のうち何案にするかということ策定して、この矢印が次に飛んでいるわけですけども、もちろん審議会の審議を経た上で、この図書の内容が評価書案レベルに相当する内容であるということであれば、いきなり評価書からの手続になるというようなことになってございます。これが東京都における環境影響評価、計画段階の手続でございます。

次に、では計画段階、環境配慮書の内容としては、どのようなことを記載するか、どのように評価するのか。

事業アセスとの違いと申しますと、例えばA・B・C案、複数案が出てくるわけですから、その中での複数案による相对比较ができる。事業段階ですと、もうかなり計画が具体化されていますので、定量的に予測評価できるわけですけども、今の計画段階でいくと、まだ基本的な事項を定めているような時期ですので、まだ計画の熟度が低いということで、環境影響を予測評価するに当たっては、想定した値を用いるとか、予測評価するに当たって一定の工夫が必要でしょう。3つ目に、環境影響予測だけにとどまらず、広い視点での環境配慮を評価する。この3つの点が事業アセスと計画アセスとの大きな違いだと考えております。

(2)の、環境影響評価の予測・評価項目別の評価につきましては、2つの軸を採用しております。2つの軸というのは、アとしまして、これは通常的环境影響評価の項目として、公害の防止、生活環境ですとか自然環境、あるいは歴史的環境とか、いろいろな分野、分類がありますけれども、具体には大気汚染、騒音、振動とか廃棄物とか景観ですとか、先ほどの17項目に沿った形で、事業段階のアセスと同様に、評価の指標に照らしてどの程度環境にインパクトを与えるのかを可能な限り定量的に予測評価していただくということです。

2つ目の軸は、東京都の環境基本計画には、地域別、例えば区部だとか多摩、あるいは分野別・「¥事業別に、環境に対する配慮の指針というのがございまして、そのときに、規制基準等を満足するのは当然ですが、より一層の環境保全措置を計画に組み込んでいただけるように、配慮指針を踏まえて、今、環境基本計画に掲げられています配慮指針を勘案して、環境配慮目標を設定し、そしてその中で到達、達成の度合いというものを各案で比較していただきます。このように、2つの軸を設けているということでございます。

最終的にどういう評価をするかといいますと、今、言いました2つの評価軸に基づき、社会的、経済的な側面も含めて総合的に計画案を評価する。社会・経済的な側面につきましては、事業者の任意といいますか、事業者の判断——に委ねております。

次のページですけれども、では、具体的にどのような形で対象計画案の案について評価するのかということで、これは技術指針にこのような表を載せてあるわけですが、本来なら、住民の方、あるいは都民の方にA・B・C案にはどういう特徴があって、どれがいいのか悪いのか、そういうことが一目瞭然でわかるようなものがないわけですが、そうすると、こういうマトリックスがわかりやすいということで、一例を掲げてあるんですけれども、何分、東京都でも計画アセスについてはまだ2例です。環境配慮書1例、特例環境配慮書1例の2例しかございませんので、指針等にこういう形の表を掲げると、どうしてもこれと同様な形のフォーマットを作ってくる。これは事業者が任意に表現できるような形で変えていいわけですが、当面はこんな形で考えております。

実際に、では東京都ではどんな事例を行ったのかというと、ただいま申しましたように2つの事例がございます。1つは、豊洲新市場建設計画。2つ目は道路ですけれども、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線というものでございます。

豊洲新市場は、現在の築地市場を、当初、築地で整備するという計画があったんですけれども、豊洲の方に移転するという計画がございまして、計画地としては江東区の豊洲に44ヘクタール、条例ですと、20ヘクタール以上の敷地を有する卸売市場を整備するときには計画ア

セスということで、これは計画アセスになっております。

ここである程度想定しているスペックは、水産として1日2,900トン、青果物として1,300トン、自動車の駐車場としては6,000台ぐらいを想定しているわけです。工事期間は平成19年度から23年度、供用開始は平成24年度ということで、6ページに絵が出ているんですけども、3案、これは場所が決まり、全体の卸売市場ということで、おおよそのスペックもある程度決まってくる。

では、どういう視点からこの3案をつくったかといいますと、にぎわい機能。ここに書いてありますように、もともとこれは市場ですから、市場機能が第1優先するわけですが、現在、築地に場外といいますか、都民の方がいろいろ買い物にいらしているわけですが、開かれた市場といったことも含めまして、A案は、市場流通機能を都民に開放する案ということで、卸売市場の中まで都民を入れるというようなこと。一体感とか、そういういい面もあるんでしょうけれども、逆に衛生面とか施設の維持・管理面ということでデメリットも出てくる。B案はそのにぎわい機能を、建物の中で2階以上を「千客万来」というお客さんの来るフロアにする、1階は市場の機能を持たせるということで、建物の中で分けているということで、重層型と言っている。C案は、お客さんの来るような場外施設を外側に別途設けるということで、ここには市場流通機能とにぎわい機能を分離する案ということで掲げてございます。

なかなか、敷地が決まってある程度取扱量が決まって、現在、市場の関係者は何百社、何千社と入っているんでしょうけれども、かなりいるわけですから、その中で、こういう複数案をつくるということがどういう視点でということで、今回は、にぎわい機能というものを中心に据えて複数案をつくってございます。

下の、国分寺都市計画道路3・2・8号は、府中市武蔵台から国分寺市東戸倉間の延長2.5キロの道路でございます。これは4車線の道路で、標準の幅員としては36メートルの道路構造ということで、10ページにその絵を描かれています。この断面図を見ますと、上の方は一般部の平面のところは道路幅員が36メートル、その両側に環境施設帯として10メートルずつとってございます。

A・B・C案で何が違うのかといいますと、これも先ほど申しましたように、起点、終点は決まって、標準幅員は都市計画で既に大部昔に、都内の道路はほとんど都市計画決定されているという状況の中ですから、ほとんど路線も決まっている。その中で、ではA案、B案、C案をどういう形でとったかといいますと、A案は、鉄道と道路の交差、左側に縦に走っているのがJRの中央線です。右側にちょっと斜めに走っているのが西武国分寺線です。西武国分寺線

とこの計画道路の交差の状況が、A案は道路が下を通っている、B案は、真ん中辺よりちょっと左ぐらいに第五小学校がありますが、その所に一部掘割構造を持たせているということで、A案とB案の違いは、一部掘割構造を採用していること。C案は、西武国分寺線の所が道路の方が上を通っている、そういう案になってございます。

現在の手続の状況だけ申しますと、豊洲市場につきましては、環境配慮書が平成16年9月に提出されまして、平成17年2月に知事の意見書が出されております。そして平成18年10月に、環境影響評価調査計画書ということで事業段階の調査計画書が出て、現在、審議している状況でございます。

国分寺線につきましては、平成18年7月に環境影響評価書が提出されております。既にもう計画段階よりは環境影響評価書ということで、手続的にはもう終わりに近づいているということです。

5ページをお開きいただきたいと思います。これはA4横になっていますけれども、2つの環境配慮書、豊洲の市場を2つの軸で評価するということですが、左側に掲げているのが環境面から見た影響の程度ということで、なかなか環境のインパクトが、建物の高さによって日影が違ふとか、風、あるいは騒音、振動、低周波音ですか、そういうものが違ふというのはありますけれども、ほとんど大差ない状況で掲げてあります。

右側は環境配慮目標の達成の程度、これが2つ目の軸ということで、xを掲げてございます。この1.大気汚染から8.温室効果ガスまでは、豊洲新市場の建設計画の環境配慮書で選定した予測評価項目でございます。

4ページをお開きいただきます。先ほども環境影響評価面からの(1)と(2)の目標達成の程度を勘案して、最終的に総合評価として環境影響の程度、目標達成の程度を社会的な側面も踏まえまして評価したのが、この豊洲の新市場の総合評価の表でございます。

国分寺3・2・8号につきましては、大気汚染につきましては評価書案同等ということで、環境影響評価につきましてはかなり細かい数字が記載されて、7ページが環境影響の程度、8ページが目標の達成の程度、9ページに全体の総合評価ということで、特例環境配慮書に記載されているところでございます。

以上で東京都からの報告を終わらせていただきます。

浅野座長 黒岩さん、小澤さん、どうもありがとうございました。

我々が今日やろうとしている評価方法についての議論をするために、かなり具体的なイメージを描くことができるだろうということで、今、既に先行的にやっておられる自治体の2つの

例をご説明いただいたわけですが。

ご意見にわたる部分はまた後で議論をしたいと思いますので、とりあえず、事実関係について確認をしたいというご質問があれば、その点に限ってご発言をいただければと思います。

井村委員 聞き漏らしたのか、よくわからなかったんですが、東京都の方、資料2ページで環境配慮書と特例環境配慮書の2つの流れがありますが、これはどちらかを選択すればいいということですね。

東京都 事業者が、特例環境配慮書という環境配慮書の免除申請を出すわけですが、ただ、それが評価書案相当レベルになっているかどうかはわからないわけですね。ですから審議会の議を経て、審議会で確かに評価書案相当のレベルに達していて、さらに詳細になっていると判断されれば、それは飛ばしていきますけれども、そこで判断されなければ、またもとに戻ることになります。

井村委員 そうすると、この場合はかなり、いわゆる事業アセスに近いレベルまでこの段階でやってしまうということですか。

東京都 そういうことです。

原科委員 私も今の点でちょっと疑問がありまして、この手続を見ますと、特例環境配慮書では、方法書段階に相当するものがどこにあるのか気になりまして、先ほど準備書に相当するものを3つ並べてとおっしゃいましたね。方法書段階は、どこに入りますでしょうか。

東京都 特例につきましては、先ほど申しましたように、この特例環境配慮書の内容が評価書案相当であるとするならば、そういうふうに審議会で答申いただければ、評価書案を3冊出しているといったイメージになりますので、今、先生おっしゃった方法書、ここで言う調査計画書の手続は省略して、いきなり評価書の段階に進むということです。

原科委員 それは理解したんですけれども、それがよいかどうかは後で議論した方がいいですね。大変心配になりました。

小川委員 両方に2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は埼玉県に、東京都のお話では、2倍以上とか30ヘクタール以上というように対象規模の限定を入れておられるんですけども、埼玉県ではそういうことをお考えにならなかったのか。

この点に関連して東京都にお聞きしたいのは、個別計画の事業段階アセス対象規模の2倍以上というのは、具体的にはどういう指標を持って2倍以上だと判断したのかということですが、そういった意味ではわかりにくかったものですから。例えば豊洲の例だったら、何が2倍以上



になっているからS E Aの対象だと考えたのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

浅野座長 多分面積だろうと思いますが、黒岩さん、お願いします。

埼玉県 東京都のような形で、事業アセスの2倍について対象とするとか、そういうことは検討の中では全く考慮しておりません。初めから事業アセスと同等の対象規模でやろうといったことを検討してまいりました。

東京都 東京都は、先ほど申しましたように、アセス対象事業には道路を初め1から26の種類がありまして、卸売市場の設置または変更という事業がございます。通常の事業アセスですと設置の場合は敷地面積だけで規定されていて、10ヘクタール以上となっております。個別計画ですと2倍以上ということで、ここでは敷地面積が20ヘクタール以上になると、計画アセスになる。今回は44ヘクタールということで、対象になるということでございます。

小川委員 もう一点は、それぞれ今日のご説明は方法論のところを中心にお話しいただいたと思います。具体的に実施されてよかった点は、おそらく複数案が明らかに出て、その検討・評価ができたことだと思いますが、そういった意味では、実施してみても問題となる点はなかったのかお話しいただければと思います。

埼玉県 問題となった点ですけれども、私はこの3つの事例について直接担当していないので、今までの資料から推測される話になってしまいますけれども、例えば、一番最初の事例の地下鉄の延伸の話では、具体的なルート案がとうとう示されなかった。それが一番大きな問題になったのかなと思われまます。

土地区画整理の事例、資源循環工場の事例については、周辺の自然環境に与える影響が大きかったり、あるいは対象地でオオタカが出たりとか、そういったことです。

浅野座長 S E Aより、むしろE I Aに近くなってしまったということですか。

埼玉県 そうですね。限りなく近くなったといえば近くなりました。

浅野座長 埼玉県の報告にもあるように、第1例については、確かに事の性質上、マップのように線を引っ張れないので、全部定性的に文書で書かれた。それでS E Aをやろうということで、かなり苦労されたということは聞いています。

東京都 問題点といいますと、当初は計画の熟度が低いということで、では、どこまで予測評価すればいいのか、どの程度やればいいのか。想定というものを設定するわけですがけれども、それは平均値なのか、最大のスペックでやるのかとか、3案の中でまた最大、平均でやると、またそこでも2つ分かれてかなりになる。今回はやっていませんけれども、そういう予測がな

かなか難しいということ。

あとは、住民の目から見て、場所が決まり、市場を再整備するということになる、ある程度枠組みが決まっている中で、それが本当に複数案と言えるのかと。やはり外目から見て、例えば、市場にはそんなものはないですけども、東京ドームが丸いのと地上250メートルのビルなのとでは、外から見ると非常に変わっていて複数案的なイメージが強いんですけども、豊洲の市場につきましては、制約された中で、実際そこまでの複数案が作りづらい、また、評価が同レベルになってしまうというのが難しいところだと思います。

亀山委員 私も、複数案については非常に大変だないつも思っているんですけども、今のように、非常に幅のないところで決めなければならないといったことがございますよね。そのときに、複数案をつくるのが目的化されているようなところがあるような気がしないでもなくて、複数案を示すときに、どういう根拠でこの案ができていいのかといったことを明確にしていかないと、ちょっとした違いで「これが複数案なんですよ」という言い方になってしまう可能性があると思うんですね。その辺については、どんなふうになさったんでしょうか。

東京都 豊洲については、やはりこの事業の性格上、道路もそうですけれども、車を走らせる、道路をつくる、あるいは市場で言えば都民の台所ということで、それが一番の機能なわけですね。ですから、それだけだと平場が一番いいわけですね。平らな場所が市場としては一番やりやすい。ただ、その中で複数案をつくる。では、どういう視点で複数案を考えていくのかという基本的なところが、なかなか難しいといえますか。それで、現在の築地で言う、いわゆる場外とかそういうことが中心にならざるを得なかったということだと思います。

浅野座長 多分この問題は、環境面からと言ってみても、そういう言い方を余り強くし過ぎるとかえって何も書けないということになるのでしょうし、こういう例はこういう例として、それなりに理解できる気がします。

原科委員 今の関係で申し上げますと、複数案の比較検討ということですが、これは無理して複数案をつくることはないんですけども、むしろ複数案が比較検討できる段階で始めることがポイントなんです。ですから、早い段階で情報公開がどれだけできるかが大事なことです。

そこで、例えば愛知万博のアセスメントにおきましては、最初の2つの案を比較したんですけども、ほとんど差がない案なのです。図で見たらほとんどなくて、ほんの一部の土地利用が変わっているぐらいで、パッと見たらわからないんですよ。これは2つの案だけでも、ほとんど差がない。そういう意味で、亀山委員がおっしゃったように、その趣旨、どういう点で

環境配慮の趣旨があるかを明確に示さなければいけない。ところが、評価書段階では明確に土地利用が違っていたんですね。これは海上の森という所以外の、青少年公園まで使うという分散会場案。やはり考え方の違いをしっかりと説明できるような形でなければいけないと思います。

浅野座長 恐縮ですけれども、それは後の議論でやってください。

原科委員 それでは、埼玉県にご質問したいんですが、別紙1のフローチャートでは、情報公開と住民関与の部分の説明が余りなくて、これを見ると意見は意見書を出す形で終わるような印象を受けますけれども、具体的にはどんな情報公開と参加の場があるか。

もう一つは、技術委員会がございますね。これは大変重要だと思うんですが、このフローチャート、「環境知事」と書いてございますように、知事は事業者であるという立場と環境配慮という立場と2つありますね。ですが、環境知事というところには第三者的なチェックという趣旨があると思うんですね。

この2つについてお聞きしたいと思います。

埼玉県 公告・縦覧のことですけれども、住民から上がってきた意見については、この計画書の段階では、計画書を発表して、それから公告・縦覧の手続にかけまして、住民から意見をもらうわけですけれども、その意見については報告書の中で「これこれこういう意見については、こういうことに配慮しました」「こういうふうに考えました」と明記させます。

それから、技術委員会の意見ですけれども、当然おっしゃるとおり、第三者機関的な立場、それから、もちろん環境知事もそうですけれども、そういった視点から事業者たる知事に対して意見を申し上げるというようなことをしていきまして、事業者に対して環境知事が言った意見についても、当然これらの図書の中で「こういうことをしました」「こういうことに配慮しました」と明記させております。

浅野座長 まだ尽きませんけれども、もう一つ事例報告をお願いしておりますので、このあたりで打ち切らせていただきます。

次は、国土交通省河川局の、河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方。これは評価方法をご議論いただく場合に大変参考になるのではないかと思いますので、国土交通省河川局河川環境課の田中補佐からご説明いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

国土交通省 国土交通省河川局の田中でございます。

お配りしています資料4でご説明します。

まず、1ページでお示ししておりますのが、河川計画の一般的な流れになります。

河川事業におきましては、その大もとになる法律の河川法が平成9年に改正されておりました、そのときに河川事業の目的といたしまして、それまでの治水、利水に加えて環境というのが入っております。

もう一つ、その平成9年の改正で大きく変わったことといたしまして、事業に先立ちまして計画を2つ策定する。1つ目が、河川整備基本方針。これがポリシーに相当するものです。その下位に当たるものとして、河川整備計画を策定することになります。現在、全国の各河川においてこの河川整備計画を策定しているところでして、おおむね20年から30年ぐらいの事業をどういうふうにするかというような計画になります。

河川整備計画を検討する段階におきまして、例えば治水・利水・環境面からどのような事業があるかという複数案の検討をしております。今回のS E Aに関しましては、河川整備計画というのがその段階に当たるであろうと考えております。

現在、各現場におきましては、環境に関して特に情報が限られておる中、いろいろ工夫しながらその検討を行っておるところですけれども、河川局といたしまして、平成14年度に検討会を設置いたしまして、環境面の影響分析の考え方を取りまとめております。本日はご説明いたしますのは、その平成14年度に取りまとめました、河川事業における環境影響分析の考え方になります。

それでは、具体的に平成14年度に取りまとめました考え方をご説明します。

2ページです。基本的に、この環境影響分析、大きく3つの段階に分かれております。まず最初に複数案を検討いたします。その複数案を検討した後に、それぞれの案につきまして環境影響分析を行います。その環境影響分析の結果をもとに、複数案の比較をいたします。これで環境面からの分析を行いまして、最終的に河川整備計画を策定するに際しましては、それら環境影響分析の結果とともに、社会・経済面、それから技術面からの分析をもとに、総合的に計画を策定することになります。

それでは、この3段階の検討フローについて、順次ご説明いたします。

まず、フローの最初、複数案の検討ですけれども、細かく言うと4つぐらいに分かれることになります。

最初の段階では、そもそもその流域河川の望ましい姿というものを設定いたしまして、社会的要請ですとか自然環境の状況を考慮しまして、優先順位の高いものを「整備と保全の方向性」として設定いたします。

次に、最初に設定いたしました「整備と保全の方向性」を実現するために、具体的にはどう

いうふうな整備、あるいは環境ですと保全があるかということを検討いたします。

その次の段階といたしまして、先ほど2番目で考えましたいろいろな整備内容を組み合わせまして、実際に考えられる案を策定します。

このようにして考えられる案の中から現実性の低いものを排除いたしまして、最終的に検討の対象とする複数案を抽出、設定いたします。

今、申しましたことを、具体的なイメージがわくようにご説明いたしますと、4ページでございます。

例えば、最初に「整備と保全の方向性」ということで、例えば治水、利水について、治水の方向性について、この100分の1というのは、例えば100年に1度の洪水にも大丈夫なようにしよう、あるいは70年に1度の洪水でも大丈夫なようにしようといった整備の方向性が考えられます。利水については、例えば10年に1度の渇水でも大丈夫なようにといった方向性が考えられます。

それぞれの治水、利水の方向性を実現するための具体的方策として、あり得るものを抽出いたします。例えば、現状のままですと達成されないかもしれませんが、まず現状のまま。それから、目標を達成するためにダムと河道の掘削、河川の底ですとか河川敷を掘削するという方法の組み合わせが考えられる。あるいは遊水池と河道掘削、あるいは河道掘削と堤防を拡張するといったこと、あるいはダムのみといった方策、こういったさまざまな具体的方策があり得ると考えられます。

次に、例えば環境ですと、まず「整備と保全の方向性」として、こういったことを目指すかを設定します。例えばでいきますと、堰から上流について、河川の連続性を回復するですとか、水質改善をする、氾濫原の湿地の再生をする、あるいは変化に富む瀬淵構造ですとか水辺林を保全するといった方向性を設定いたします。

それぞれの方向性につきまして、では、それを実現するためにはどういう具体的方策があるかを設定いたします。例えば、堰については魚道を改築するですとか、水質改善のためにその川に導水を行う、それから湿地再生を行うですとか瀬淵、水辺林をできるだけ改変しないような掘削を行うといった方策があり得ます。

このようにして考えられました治水と利水、環境については、トレードオフの関係があると思いますけれども、そのトレードオフの関係を考慮して具体的に整備・保全として考えられる案を、次の5ページで設定いたします。

治水、利水、それから環境について、それぞれ考えられる案の中から具体的に可能な組み合

わせを設定して、「考えられる案」というものを複数設定いたします。この中には、現実的には技術的に不可能な案等も含まれますので、そういう案を排除いたしまして、最終的に環境影響分析を行う案を複数案設定いたします。

次に、6 ページです。

そのように設定された複数案につきまして、どういう観点から環境影響分析を行うかを選定、抽出いたします。

例えば、このような表に従いまして、各案ごとに、引堤ですとか堤防の嵩上げですとか整備の内容があるんですけども、それぞれの実施する内容について、水環境、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いという大きく7項目について分析を行う。整備の内容につきましては、影響がないということで除外されるものもあるということで、最初にこういった表を整理いたしまして、どの整備についてはどの項目を検討するということを出し、選定いたします。

本日は、この7項目の中から、例えば生態系については具体的にどんなふうに分けるのかを、次のページ以降でお示ししております。

7 ページは、7項目のうちの生態系の分析の流れですけれども、フローといたしまして、大きくは、右の方にある河川の物理的・化学的環境及び河川特性の分析。これは具体的にどういうことかといいますと、瀬や淵がどういうふうになっているのか、河川の地質とか、そういった特性を分析いたします。そして右の下の方にいきまして、現状の河川の特性に対して、複数案を実施した場合それぞれどういうふうに河川特性が変化するかを予測いたします。

それとともに、左側は生態系に関する現況分析ですけれども、こちらの方は、現況その河川でどういう生態系、動物、植物等が生息しているかという現況を分析いたします。その中では、右の方で検討いたしました物理的特性、例えば瀬や淵の構造ですとか水辺の構造といったものと、生態系の特徴を組み合わせ整理いたします。

このようにいたしまして、生態系の現況分析と河川の変化の予測を行いまして、それを組み合わせる形で生態系への影響分析を行います。

これも具体的にイメージがわかるような資料を8 ページ以降につけております。

8 ページは、生態系に関する現況分析のサンプルですけれども、左の方で、生物、植物の生息・生育環境の特性の整理を行っております。河川は上流から下流まで非常に長いので、全区間を1つでやるのではなくて、環境的に特徴的な区分けで幾つかに区分しまして、それぞれの環境類型区分ごとに生物、植物の生息・生育環境を抽出いたします。

例えば真ん中、色がついている図面がありますけれども、河川の中で瀬や淵がどういうふう  
に分布しているか、あるいは湿地ですとか河畔林がどういうふう分布しているのかを色づけ  
等で整理いたしまして、その上に、どのような動植物、アユですとかウグイですとかオオヨシ  
キリが分布しているか、そういう河川の環境と動植物の環境の関係を把握、整理いたします。

例えば左下に、ちょっと見づらいんですけども、こちらの方ですと、河川工事を行う。例  
えば川底を掘ると川の水位が変わるわけですけれども、そういう水位の変化と動植物の生息・  
生育環境の変化が把握できるように、これは河川の横断面ですけれども、そういうものを整理  
いたします。

右側ですけれども、こちらは各環境類型区分した地域ごとに、どのような動植物、注目種が  
いるかを整理いたしたものです。

9 ページは、河川事業を行うことによりまして河川の特徴が変化しますけれども、それによ  
って生態系にどのような影響があるかを図式で分析したものでございまして、例えば右上の例  
でいきますと、河川の掘削等によりまして河川敷の冠水頻度が変わるということで、河川敷の  
河畔林の形態も変わるですとか、瀬や淵の構造がどのように変わるかといったことを分析して  
おるものでございます。

生態系についてご説明いたしましたけれども、このように、生態系以外のそれぞれの項目に  
つきましても事業によってどういう影響があるかを分析いたしまして、最終的には10ページ、  
各案ごとに、上の方でどういうふうな整備保全を行うか、それによってどういうふうな変化が  
起こるかといったことを整理して、比較、分析を行います。

こういうふう環境について影響分析を行って、最終的に河川整備計画としてどのような案  
を策定するかという総合分析に用いるという流れになっております。

以上で河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方について、説明を終わらせ  
ていただきます。

浅野座長 どうもありがとうございました。

かねてから河川局の取り組みには注目していましたが、ここまでやっておられるというご説  
明を承ったのは初めてですけれども、調査予測の方法を考えるという意味では大変参考になっ  
たと思います。

それでは、時間が限られておりますが、事実関係の確認に限って。

石川委員 2点お願いいたします。

1点は、複数案の検討の中で「現状のまま」というのが出てまいりますが、必ずこれを含め

てやることになっているのかどうか。

もう1点は、内容を見てみますと、例えば8ページ、9ページあたりを見ますと、例えば生態系ですが、かなり詳細な調査が必要なのではないかという気がいたします。これは現状、既にやられているデータからこういうことをおやりになるのか、E I Aの調査の前倒しといった感じで新たに詳細な調査をおやりになるのか、その辺はいかがでしょうか。

井村委員 10ページの比較分析のまとめを見ますと、ほとんど優劣対比はしていないんですが、そのような方針でございますか。どちらがいいとか悪いとかではなくて、この案の特徴を出しているような記述になっていますが、その辺は私の理解でよろしいでしょうか。

田中委員 この具体的な事例ですね、事例はあって、それは実際どんな形でされたのか、期間がどのくらいかかったのかわかりましたら。

原科委員 これはプログラムというか、計画段階でもかなり事業に近い段階というご説明かと思えますけれども、プラン段階が入っているような印象を受けたんです。それで、位置づけなんですけれども、つまり、整備する、しないも含めるということは、方針段階にも入りますね。 と思うんですよ。その辺の位置づけをちょっと。

浅野座長 これは河川整備計画ですね。前提が。

原科委員 それをどう考えるか。

国土交通省 まず、複数案の中で何もしない案を必ず入れるかどうかですけれども、平成14年にまとめた報告の中では、必ずとまでは書いていませんで、入れることが望ましいという形になっております。

それから、生態系の調査ですけれども、河川では、河川・水辺の国勢調査というかなり綿密な環境調査を行っておりまして、基本的に、そういう既存の調査結果を用いることにしております。

3つ目が、複数案の優劣ですけれども、これにつきましても、優劣を必ずつけなさいという形にはなっておりませんでして、例えば3段階ですとか5段階といった評価をすることもありますねという程度でございます。

それから、具体的事例ですけれども、例えば、今、実際整備計画を策定中の九州の五ヶ瀬川の事例でいきますと、平成17年3月に計画書を取りまとめて意見聴取を行っておりまして、今まさに整備計画が検討の終盤に差しかかっているということで、平成17年3月からですから、1年とか2年とか、それぐらいの期間をかけてやっていることになります。

最後、基本方針との関係ということですが、基本方針の段階では、具体的にどういう



事業をやるといったことは一切決まらないものでして、具体的にこの整備計画、20年、30年のタイムスパンと最初に申しましたけれども、その中で、具体的にどういう事業をやるか検討することになりますので、この段階での検討は適当であろうと考えております。

辻本委員 私もこれに関連していましたので、少し補足したいんですけども、4ページを見ていただきますと、治水、利水は、計画を立てるときに目標とする機能が明確になります。ところが、環境の場合は目標とする機能がどこまで達成するか明確でないところがあるということが、河川整備の場合の特徴的なことになります。

そういう意味で、環境の場合には、何もしないという選択肢が機能を確保する中にもある可能性があります。一方、治水、利水のところでは、この目標を達成するためには何もしない、ノーアクションという選択は、現実にはないんですけども、このアセスメントの中でノーアクションをとっているのは、環境の問題としてリファレンスというのが非常に重要で、特に河川計画の場合に、30年というスパンの中で物を考えていまして、ノーアクションの場合、30年後にどんなふうになるのかをリファレンスとして知っておくことが非常に重要だという形で、ノーアクションのメニューがあると考えるのがいいと思います。

浅野座長 それでは、議論を始めると切りがありませんので、申しわけありませんが後の方に譲ることにします。

事実関係の確認で特に何かございませんようでしたら、ここで打ち切らせていただきます。

今日は事例の研究ということで3人の方にご報告いただきまして、ありがとうございます。

それでは、今日の本論であります。資料5に基づいて、上位計画のうち位置、規模等の検討段階におけるS E Aの評価方法について、まず事務局から説明をいただいて、その後、ご議論いただきたいと思います。

今日は開始がおくれたこともあり、現段階で既にかなり予定がおくれております。それで、この委員会は別に時間が来たら流会になるといった性格のものではありませんけれども、申しわけありませんが30分ほど延長することをご確認いただきたいのですが、よろしゅうございましょうか。12時30分までです。もしお急ぎの方は退室されてもいたしかたございませんが、事務局の説明がこれより約15分ございまして、亀山先生から11時半に退室するという事前通告を受けておりますので、亀山先生に優先的にご発言いただくことにいたしたいと存じます。このほかに12時に必ず退席しなければならない委員の先生は、後でお申し出ください。その方に優先的にご発言をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

湯谷補佐 それでは、S E Aの評価方法について、関連いたしますので、資料5、資料6をまとめて説明させていただきます。

資料5の説明の前に、参考資料1「上位計画等の策定プロセス」について若干説明させていただきます。

前回の研究会資料で、「上位計画等の策定プロセスと検討すべき環境配慮のあり方」という資料を出させていただきましたけれども、今回は、その資料から、「各主体の関与の有無」から「決定される計画諸元」までを取り出したものに、前回、委員のご意見といたしまして、計画の策定者等について記載する必要があるのではないかとということがございましたので、その辺を整理させていただいております。

また、今回新たに、これは3ページと8ページになりますけれども、農林水産省所管の林道事業、あるいは土地改良事業についてもアセス対象事業ということで整理させていただいております。

これからご説明いたします資料5につきましては、先ほどからお話ありましたように、位置・規模等の検討段階ということでございまして、この参考資料1において、「決定される計画諸元」のところ、位置、道路の場合ですと「ルート」等という表現になってございますけれども、位置・規模等に が入ってくるところ、その辺を想定しておりますので、それを踏まえてご議論いただきたいと思います。

それでは、資料5についてご説明させていただきます。

「上位計画のうち位置・規模等の検討段階におけるS E Aの評価方法について(案)」は、各アセス対象事業に共通する、この段階での評価方法について、原則的なものを取りまとめたものでございます。

まず、評価の目的ですけれども、位置・規模等の検討段階という、事業に先立つ早い段階で著しい環境影響を把握して、複数案の比較評価あるいは環境配慮事項の整理を行うことにより、事業の実施による重大な環境影響の回避または低減を図るということです。

続きまして、評価の実施手順ですが、複数案の設定ですとか評価項目、手法の選定を行うに当たって、計画特性、地域特性の把握を行うということで、まず、計画特性といたしましては、計画の目的ですとか検討経緯、あるいは計画の内容についてまとめる、また、位置・規模等の検討段階で、既に環境保全措置の実施が確実であるものについては、予測評価の前提として扱うということで、当該計画において既に環境保全措置が組み込まれているものについては、ここで整理するということです。

また、地域特性につきましては、既存文献調査を中心に、自然的社会的状況を把握するという事で、この自然的社会的状況の中には、1ページの下から2行目に書いていただきますように、特に留意すべき環境保全に関する課題、解決に向けた取り組み、あるいは国、地方公共団体における環境保全の観点からの施策によって示されている基準等、いわゆる環境保全施策についても状況を把握し、計画特性、地域特性を整理します。

続きまして、複数案の設定ですけれども、複数案につきましては、計画策定プロセスの中で実現可能な案として選定されるもの、これを複数案の対象として、比較評価を行うということですが、その場合でも、環境への影響の回避または低減の検討が可能なもの、意味のある複数案が設定される必要があるということです。

また、事業を行わない案の取り扱いについてですけれども、例えば、事業を行わない案が現実的である場合とか、あるいは他の施策の組み合わせなどによって計画の目的を達成できるものがある場合、そういう場合は、それらを複数案に含めて検討を行う。また、複数案が現実的でない場合についても、例えば、その事業を行わない場合、将来環境の状態が悪化するとか、逆に事業の実施によって環境の改善が見込まれる場合は、複数案との比較のために、参考として事業を行わない案を示していく必要があるということです。

また、ただし書きにありますように、複数案を設定することが現実的でない場合につきましては、単一案で調査、予測、評価を行って、環境配慮事業を整理するという事ですけれども、その場合は、その理由について記載するという事です。

続きまして、評価項目の選定ですが、評価項目としては、影響要因については原則として工事が完了した後の土地、工作物の存在、供用とするということですが、建設工事に伴う副産物、いわゆる残土等についても、複数案間で発生量の程度が大きく異なる場合は、それらも対象にするということです。

また、環境要素については、現行のアセス法と同様に、環境基本法に定める4つの事項を対象にして行うということです。

続きまして3ページ、評価項目の選定方法でございます。

当初に取りまとめた計画特性及び地域特性を勘案して、資料に記載の計画特性あるいは地域特性の観点から、環境影響評価項目を選定するという事で、計画特性という観点からは、事業の実施によって環境影響の程度が著しいものとなる、そういうものを評価項目として選定する。また、地域特性については、例えば環境影響を受けやすい地域または対象などが存在する場合、その影響を受けるおそれのある環境要素について、項目を選定するという事です。

さらに、事業の実施によって環境の改善効果が見込まれるものについても、評価項目として選定をするということです。

具体的には、5ページ、6ページの参考付表 - 1 に主な評価項目の選定の考え方を記載してございますので、こちらをごらんいただきたいのですが、6ページの注) のところでございます。評価項目の選定に当たっては、計画特性及び地域特性の各欄に該当する可能性のある環境要素を選定するものとするということで、例えば5ページの大気質のところですが、計画特性の観点から、事業を実施することによって大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しい場合は、この項目を選定する。また、地域特性の観点からは、事業の実施箇所が、例えば住居専用地域を通るといった場合、これは環境影響を受けやすい地域対象ということで、その項目を選定するというので、地域特性については、環境影響を受けやすい地域または対象のほかに、  
に記載されているような地域、対象もあるということで記載しております。

3ページに戻っていただきまして、調査、予測及び評価でございます。

アからウに記載している手法によって、調査、予測、評価を行うということでございますが、3行目に書いてございますように、前提として、S E Aの評価の目的を満たす範囲で事業の熟度に応じた手法を用いるということで、必ずしも事業アセスのような詳細なものを必要としないということで考えてございます。

まず、調査につきましては、予測、評価に必要な被影響対象の分布状況ですとか、脆弱な環境状況等を既存資料によって収集・整理することで行います。また、必要に応じて専門家の意見聴取ですとか現地調査の実施について検討する。

予測につきましては、複数案の環境影響の比較評価の指標ということで、評価指標を設定いたしまして、被影響対象の分布等について整理するというのでございます。

また、4ページにございますけれども、必要に応じて評価手法による方法ではなくて、可能な範囲で理論式に基づく計算ですとか事例の引用等を行うということで、これにつきましては

7ページから8ページの参考付表 - 2 に具体的な評価指標の設定例等を載せてございます。

例えば、7ページの大気質のところですが、評価指標として、住居専用地域等の通過・変更の有無ということで、この指標の整理によって予測を行う。それと、そのための情報源としては、そこに書いてございますように、既存文献を中心に行うといったようなことで考えております。

4ページに戻りまして、評価の手法でございます。

評価につきましては、各案ごとに環境影響の把握等を行って、複数案間の環境影響の比較を

行う。まず、(ア)留意すべき環境影響の把握ということで、対策が必要な評価項目をまず把握する。(イ)環境保全施策との整合性の確認ということで、地域の環境目標等との整合性について確認を行う。最後に(ウ)といたしまして、(ア)(イ)の取りまとめを踏まえ、それぞれの案を採用した場合に必要な環境配慮事項を示すということで、評価を行う。

最後に、評価結果の取りまとめといたしまして、評価結果を計画に反映させるために、各案の長所、短所ですとか特に留意すべき環境影響の内容について記述するという事です。複数案のうち環境面から見て特に環境影響が著しい案、そういうものがあれば、それを根拠とともに明らかにするという事で考えてございます。

続きまして、資料6でございますが、ただいまの評価方法に基づいて、具体的にどんな評価のイメージになるかといったことを、廃棄物の最終処分場のケーススタディを例に整理したものでございます。

1ページ、2ページで計画特性、地域特性の把握を行っております。

2ページのところでは、地域特性の中には地域の環境課題等も含むということで、2.3でその辺を整理しています。

4.複数案では、具体的に3案について設定しております。これは最終処分場の位置の複数案ということで、具体的には4ページの図を見ていただければイメージがつかめると思いますが、A案は海岸部案で、自然環境に配慮して住宅地を避ける。B案は扇状地案ということで、A案の近くで慢性的な渋滞が発生しているの、そこを避ける。あるいはC案は山岳部案ということで、既存の地形を生かした案。このような3案を設定しております。

先ほど事業を行わない案を示すと説明させていただきましたけれども、このケースでは、既にごみの発生量の低減のためのさまざまな取り組み、こういったことを踏まえて最終処分場の事業の必要性ですとか、あるいは必要容量等が記載されているということがあります。また、処分場の事業特性から、いっぱいになったら使うことはできませんので、使用し続けることは物理的に不可能ということで、このケースでは、事業を行わない案については示してございません。

5ページ以降に、評価項目の選定が書いてございます。

影響要因として、処分場の存在、搬入車両の走行をとらえまして、表2に評価項目の選定とその理由を記載しております。

例えば大気質ですと、搬入車両の走行に伴って大気汚染物質ですとか騒音、振動への影響があるだろう。動植物・生態系については、A案は埋立地ということで考慮しなくてもいいかと

と思いますが、B・C案については動植物・生態系への影響があるということで、この項目を選定するといったようなことで、評価項目を選定してございます。

6ページ以降に調査、予測、評価を記載してございますけれども、まずは評価手法の選定ということで、表3に評価手法、あるいはその評価手法に係る評価指標等について記載しております。

例えば大気質ですと、住居系用途地域の通過距離ですとか、動植物・生態系ですと自然植生の改変面積、これらを指標として予測、評価を行うというものでございます。

評価結果の取りまとめにつきましては、8ページでございます。詳細については10ページの参考のところに書いてございますが、参考資料のように、それぞれの環境要素について予測、評価を行って、その結果をまとめたものが8ページでございます。

それぞれの環境要素、評価項目ごとに影響の程度を「\*」であらわしてございまして、これらをもとに留意すべき環境影響というもの、表の下から3行目ですけれども、ここで各案ごとの留意すべき環境影響について整理する。また、環境保全施策との整合性について、ここでは沿岸部の道路の生活環境の改善と、岳の自然環境の保全を想定していますので、それが各案の事業の実施によってどうなるのかといったことを、この表で整理しております。

最後にA案、B案、C案について、それぞれの案を実施した場合にどんな環境配慮が必要かといったようなことをまとめております。各案の長所、短所を含めてここでまとめておまして、最後に、このケースでは、C案については動植物・生態系の影響あるいは水質への影響が懸念され、他の案に比べて負荷が大きいといったようなことで整理しているというところでございます。

以上です。

浅野座長 どうもありがとうございました。

資料5だけ見て何か物すごく難しいことをやらされそうだという印象を与えてしまうことを恐れて、資料6で、実際やったらこんなものですよという事例を示した、とこういうことだろうと思います。

ただし、資料6は元ネタがあるわけではなくて、これは完全に事務局が頭の中で考え出した案ですから、この点は誤解なされないようお願いいたします。「こんなことは、あるはずがない」と思うようなことが書いてありますが、しかし、イメージとしてこんなものだということを示したということです。

資料7「今後の検討の進め方」にありますように、今回は、ガイドラインの構成要素として

実施手続をどうするかということ、そしてガイドラインのスケルトンのようなものをお見せる。それから、それ以前に1度、ヒアリングをもう少し丁寧にする機会を設ける、こんなことを考えております。つまり、手続については次回以降の議論ということになりますから、今日は主に評価の方法について、こういう考え方でどうかということをご論議いただきたい。もちろん、これがどの場合にどのように適用できるかということについても、手続問題と若干関係しますので、ご議論がそこに入り込むことはいたし方ないわけですが、純粋な手続問題は、次回、集中的に議論しようというつもりでおりますので、その点をご配慮の上でご発言をいただきたいと思います。

それでは、亀山委員がもう残り時間7分で退室されますので。その後、12時には出なければいけないという方は、恐れ入りますが、名札を立てておいてください。

亀山委員 資料5でございますが、この会議でかなり合意が得られそうな、いいまとめになっているのではないかとというのが率直な感想でございます。

特に、2ページにわたっての地域特性ですが、その地域の持っている環境に関する計画とか方針も酌み取っていかうというのは、大事な姿勢だろうと思います。

3点ほど検討していただきたいことがございますが、1つは、先ほども申し上げました複数案の設定の問題です。

その複数案が出された根拠が割と大事なことになるのではないかと。特に、その案が出された必然性について明確にしておきませんか、それに対する説明責任が問われたときに、説明できない案ができる可能性があるということを十分考えておく必要があるのではないかとというのが第1点でございます。

例えば、資料6の2ページの4.複数案のところ、A案、B案、C案が埋立地、畑地、谷戸、何でもこういうふうに出てくるのかということ、やはりこの辺の書き込み方、要は複数案がどのように出てきたかというあたりの書き込み方を工夫されるといいだろうと思います。

2点目でございますが、2ページの(3)評価項目の選定で、これはまだ全然この会議で出てこない話なんですけれども、環境省は8年ほど前に委員会をつくって、「光害」を8番目の公害にしようということでやっておりました。これはかなり複合的な環境に対する負荷の問題なんです。そういうものも、もう少し検討しておいた方がいいのではないかとというのが2点目でございます。

3点目は、これはどうでもいいことなんです、5ページの「主な評価項目の選定の考え方」の例示の中に、自然公園というのは割と大きな面積を持った空間ですが、これが入ってい

ないので、入れておいてもよろしいかなといったところでございます。

浅野座長 自然公園を入れておいてもよかったというのは、どこのところという あ、指定されている、配慮すべきということですね。わかりました。

これは、どこへどう入れたらいいか、事務局に考えてもらいましょう。

屋井委員 資料5に関して3点ほど、その前に、先ほど埼玉県、東京都からご説明を頂きましたが、私が見るところ、東京都の道路に関しては都決以降の検討で、今回の議論とは合致しないと思いますが、埼玉県の7号線の延伸は、ちょうど相当するのかなと思ってお聞きしていました。

しかしながら、この種の計画検討は、従来行政内部で行われていたということで、それに対して近年、さまざまな分野でその段階の透明性を高めて、計画の手續としてオープンにしていく試みが行われ、PIガイドラインもその一環なわけですが、残念ながら、鉄道についてはそういった指針等が示されていない段階であります。

そういうこともあって、県として、みずからの計画段階が明確な仕組みとしてない状況において、それをSEAという SEAというよりは、多分総合的な計画のアセスというんでしょうか、計画手續プロセスにおける総合的な評価行為として位置づけるのは、非常に妥当なやり方だと思うのです。それは計画手續がきちりないからです。

それに対して河川は、法律も変えて、その計画手續、計画の制度を持っているわけですから、その中に総合的な観点の評価を入れている、これも非常に理に適っている進め方だと思います。

それが私の発言の前提なわけでありまして、そういうことを考えたときに、計画特性については、資料5に書かれている定義もあると思いますが、それ以前に、今、申し上げたような計画の案としての特性と、計画の対象としての特性ではなくて、計画の制度とかプロセス、その特性自体をまず前提条件として把握し、それは計画対象によって結構違いがあるので、その違いをまず把握することから始めないと、ここで言っている計画特性というのは、あくまでも整理する上での特性という形になっていますので、ちょっと矮小化しているという印象を受けました。

2点目は、2ページに(2)複数案の設定という項目がありまして、これが大変結構だと思いましたが、今の脈絡から申し上げて、計画策定プロセスにおいて選定される複数案を対象に比較・評価を行う、こういうことになっています。現実問題、さまざまな計画において、その計画主体側が提案する案だけでは十分ではないということで、市民からいろいろな案が提案されて、そういうものも検討対象にして進めていくということが行われるわけです。当然なが



ら S E A として示された案を比較評価して事が足りるとするのは、多分その前段にさまざまなコミュニケーションが存在していることを当然ながら認めざるを得ないということであります。

ですから、今、申し上げたようなことで、計画策定プロセスがあり、そしてここで考えている S E A という評価行為があるという、両者の関係を明確化しておくことも、このガイドライン、評価方法案の前提として大変重要な視点だと思えます。

3点目は、簡単な質問です。当たり前のことで、こんなことを聞いてはいけないかもしれませんが、4ページの上にある予測の問題で、「可能な範囲」という言葉、今日の段階では、これで構わないと思えますけれども、この可能な範囲をだれがどのような基準、観点で判断するのかについて触れていないわけです。さまざまなケースがあるから、こう書くことが多いわけですが、今の段階で事務局としてどういうお考えがあって「可能な範囲で」と書かれているのか、お聞きしておきたいということです。

それによって、理論的に基づく計算を行うのは大変結構なことだと思いますが、一方で、事例の引用というのは非常に弱い対応のようにも思えて、そこのアンバランスが多少気になるということで質問させていただきました。

浅野座長 これ「可能な限り」と書いたのは、「必ずやれ」と言われると困るので「可能な限り」と書いたというぐらいのつもりで私は読んでいて、そこまで深読みされると思っていなかったのですが。

吉野補佐 まだ手続の方の議論がきちんとしていないので、これが結論というわけではありませんが、基本的に、計画プロセスから出てくる複数案を事業者の評価していただくことを前提にしておりますので、まず最初の可能かどうかという一義的な判断は、S E A をなさる事業者、計画策定者の方でなさるとのことだと思います。それにどのような形で第三者が関与するのか、またはしないのかということについては、次回の議論とさせていただきたいと考えております。

浅野座長 結局のところ、トレードオフみたいな関係になるのではないのでしょうか。つまり、丁寧にやれと言われるならば諸元が明らかにならなければできないわけだから、これができるくらいまで諸元が明らかになっていればできるのだらうけれども、そうなれば、さっきの東京都の例で言えば、もうあとはアセスに一直線というようなことになるでしょう。反対に、限りなく前の段階でやるとなれば、詳細な検討などできっこないということになるわけですから、そこは次回きちっと議論しなければいけないと思っているのですけれども、多少多様性があるということにしておかないと、計画の種類によって全然違ってくるような気がいたします。

一般的に言えば、早い段階でふんわりやった場合は、次の事業アセスはきつくなる。前の方でかなり、諸元も明らかになっていてディテールまで洗える場合には次の段階が楽になる、こういう関係でしかないのではないかと割り切って考えております。

しかし、実際これでやれと言われた方は困るということがありそうですから、屋井委員のご指摘はよくわかります。その点もさらに手続との関連の中で詰めておく必要があるでしょうね。

それから、計画特性に関しても、ここでは、多分お気づきだと思いますけれども、共通のガイドラインを想定しているのでフワッと書いているということもあるので、あとは計画特性ごとに何かもっと書けるのであれば、注意書きのような形、コメント書きのような形で書くことはあるとしても、余りここでギリギリと書いてしまうと極めて汎用性に乏しくなるという面もありそう心配がある。それで何となくフワッと、こう計画の特性という書き方になってしまっているでしょうね。

ただ、細かく見れば、ご指摘のような面はありそうです。これは次の段階までに事務局でもうちょっときちんと詰めておいてください。

原科委員 今、最後に座長がおっしゃった計画特性の点なんですが、これはサラッとということだったんですが、複数案の比較検討になりますと、どの範囲の複数案を選ぶべきかが大変関係してまいりますので、やはりこの辺は、屋井委員がおっしゃったようなこともある程度書いておかないとまずいかなという感じを受けましたので、それを1つ申し上げます。

それから、私の場合には参加とか情報公開が中心の専門領域ですので、これは次回、発言いたしますけれども、ただ、評価の場合にもそれがかわる部分がありますので、その部分を申し上げます。

このような大変漠然とした段階で評価を行うということになりますと、調査の方法とかS E A評価の方法が変わってまいります。そこで、そのために使うデータをどうするかなんですが、これは3ページに既存資料をベースに収集して、整理等をするとなっております。これはそのとおりなんですが、それだけでは不十分だということで、その場合どうするか。追加調査は大変ですから、よく行われるのは、地元の住民による情報提供とか、N G Oとか、あるいはその分野の専門家の意見を聞くとか、そのような工夫がありますね。ですから、既存の資料だけではなくて、そのような手続を通じて情報収集するというようなこと、これが大変大事だと思っております。

このようなことは、特に国際協力の分野でよくやっておりまして、国際協力機構 J I C Aとか、あるいは国際協力銀行 J B I Cなどのガイドラインで運用しておりますけれども、

その段階では、できるだけ幅広く地域の情報を求めるために、そういう参加のプロセスを設けております。これは調査、評価にかかわる問題ですので、このことを申し上げたいと思います。

浅野座長 これも結局のところは多少の危険の負担みたいなところがあって、既存データでやってしまってもとんでもない間違いを犯すと、後でめっちゃくちゃ叩かれてしまう。だけれども、余り手の内を示すのは嫌だというなら、覚悟をきめてそれでやらざるを得ない。早々と出してしまうと手の内を示すことになるから、それは困るなという人は、ある程度の危険の負担を覚悟で既存データでやるか、あるいは自分で努力して資料を集めるか、あるいは内々に専門家に聞くか、いろいろのやり方があるのだろうと思うわけです。

そこは、どこでどうするかという手続問題とは別に、どの材料をどう使うかということがあるのでしようけれども、今のご発言について言えば、確かにご指摘の面があることは事実だし、海外の事業に言えば、特にそうでしょうね。既存データそのものがないような場所で何かやろうというときには、地元の人に聞くのが一番早いでしょうから、むしろ手続にもそうした方がはるかに合理的だという議論はあり得るでしょう。

だから、国内でもそれに類するような特性を持っているような場所であったり、あるいは計画が極めて細かい局地的なもので、やはり「地元の高校の生物の先生に聞くのが一番いいよね」といった場合には、そこに聞く方がよほど安上がりで手っとり早いということはあるでしょうね。

栗本委員 私どもコンサル関係といいますが、そういう実務を担当している者の観点からいきますと、やはり実施アセスといいますが、そういう中で、計画が固まってしまっているという段階が多々ございまして、実際の環境影響評価の中で、保全策の観点から見ますと、なかなかそういうタスウの点が出せない、制約があるというところがあるかと思って、我々も実際の中では限界的なところを感じているところもございまして。

今回のような、位置・規模、選定のための環境影響評価をやるということは、我々としても非常にありがたいと思っております。

もう一つは、今の原科先生の3ページとの関連もございまして、S E Aの場合は、やはり既存資料というのが非常に重要なおも思っておりまして、この既存資料で行う場合のデータベース化といいますが、先ほど制度の問題が出ていたと思います。この辺のところは相当整備をいただければと思っておりますし、現地に入れなくても多々あるかと思っておりますので、そういうときのある程度の切り分けといいますが、実施アセスとのコストの二重性の排除みたいなものも含めて、少し考えていただければと思っております。

浅野座長 今のご意見で、位置や規模が決まる前にアセス手続が始まっているという事例は、現行の制度の中ではこれまであるのでしょうか。室長、いかがですか。

早水室長 私は去年の7月から担当しております、十数件来ていると思いますけれども、少なくともその中では、位置・規模が決まってからアセスという形になっていると思います。それ以前のものを全部調べたわけではありませんし、印象ですけれども、位置、規模を決めてからやるのが今のアセスといいますが、そういう形になっているという印象ですので、私が来る前のものも、多分一つの案といいますが、決めてからアセスをやるという感じになっていると思います。

浅野座長 アセス法をつくる時前提となった総合研究会報告とか、あるいはそのときの中環審の報告などの中でも、準備書が提出される段階で全部のことが固まってしまっている状態があって、これでは余りよくない、できるだけ早い段階で環境配慮の策を講じてもらわなければいけない、だから方法書を入れようということ考えたわけです。そういう意味で、方法書手続を導入したというのは、言ってみれば、もしやっていないなら早い段階からやってほしいし、水面下でやっているなら水面下でやったことを後の段階でいいから、できるだけ表に出してください、そういった意図で方法書の手続を、現行制度に取り入れたわけです。しかし、なかなかそれがうまく生きていないということは、たびたび言われているとおりですね。

この点について、いかがでしょうか。

平野課長 答申そのものは、先生おっしゃったように、アセス法というのは方法書を入れるためにつくったところもあるかと思います。今回、議論の段階にしています位置、規模の検討段階なんですけれども、スコーピングの中で、現行法で読める範囲に入るわけです。事業計画を最もよく把握している、事業者がアセス手続の開始のタイミングを決めてよいという制度になっているのですけれども、ただ、今、事例の話をしましたように、ほとんど準備書に張りついてしまっているのが実態でありまして、何とかしなければいけないということで、我々、一部反省もしております。

法制度上は、このやり方は問題ないんですけれども、やはり手遅れ感というのは否めない事実になってございます。かといって、今のEIA法をすべてフルスペックで前倒しするのは、ちょっときついかないと考えておりまして、もう少し簡易な形でSEA制度を提案して、そして何とか早い段階から環境配慮ができないかというのが今回のSEAとしての持ち出しでございます。

そういう意味で、ぜひとも実現できるような制度あるいはガイドラインというものに結びつ

けたいと考えております。

浅野座長 今日、主に位置、規模を検討する段階でどうことができるかを議論しようということで、この事務局案が示されているわけですが、どうぞほかの委員からのご発言ください。

田中委員 先ほどもちょっと話が出ましたが、環境保全の観点からの施策についての整合性も確保する、これは大事な要素だと思うんですね。実際、複数案を設定するという2ページのところにも、環境影響の有無や程度及び環境保全施策との整合性について比較、評価を行う、そういう中からよりよい案を選定している、こういうふうに位置づけられておりますね。

そういう意味でいくと、(3)評価項目のイのところでしょうか、具体的には3ページですが、ここの表現ぶりを見ますと、結局、環境影響が生じる項目を主に選定するといった趣旨が少し多く入っているように思うんですね。ですから、やはり環境保全施策の面から見た場合の適合性あるいは整合性、ここで言えば、環境改善効果が見込まれる項目にその一部が入っているかと思うんですが、そういう項目もこの評価項目に入れることが必要ではないかと思います。

このことは、後ろの付表の方も修正しておく必要があるかなということ、ちょっと追加させていただきます。

浅野座長 「さらに」と書いてあるものを、「さらに」ではなく、むしろ本体の中に入れるべきだというご主張ですか。

田中委員 評価の考え方として、環境影響の程度、マイナス部分と、それから地域の環境保全施策との適合性といいますか、整合性のようなものがある。この評価項目の選定のところに、どうも環境影響の程度の方に少しよった選定の考え方があって、むしろ地域の環境保全施策や、あるいは方針との整合を図る、そういう項目を設けることを入れるべきではないか。

この「環境の改善効果が見込まれる項目」というのは、多分その中の1つになるのかなと私は理解しているので、そんな趣旨で発言させていただきました。

浅野座長 わかりました。さっきの事例報告の中で、自治体で行なわれているSEAの中にはそういうクライテリアがあるわけですね。これはその点がやや、EIAの発想の中から表が固まり過ぎている、そういうご指摘ですね。

田中委員 そうです。

浅野座長 今の田中委員のご指摘については、何らかの形で検討してください。この表の中にはなかなか入れづらい面もあるのですけれども。

吉野補佐 少し説明させていただいてもよろしいですか。

最後の評価項目のところは、資料6の10ページ、参考資料でご説明させていただきますと、途中で二重線がございますけれども、その二重線の上にある評価項目をどのように絞ってくるのかというようなイメージで書かせていただいております。したがって、環境保全施策との整合性は、この表としては二重線の下に整理しておりますけれども、それについては資料5の4ページ、(4)調査、予測及び評価のウ、評価の手法の(イ)のところに出てくる形になっております。

そういう考え方でつくりましたものですから、評価項目の選定のところでは、環境保全施策との整合がどういうふうに扱われるのかが若干わかりづらい資料になっているのはご指摘のとおりだと思いますが、その観点が全く抜けた項目が選定されるとか、そういう観点が抜けた評価を目指しているわけではございませんので、表現ぶりについては、また考えさせていただきたいと思います。

浅野座長 資料6、評価イメージの8ページにあるのが評価のまとめということで、の中には二重線以下のものがある。これがあるということが、今日のペーパーでは全く読み取れないのです。そのために今の田中委員のご発言が出てきたということですから、今はパーツを示しているという面もあるので、最後にパーツを組み合わせて、成果物になるときはわかるようになるということでしょうけれども、確かに、この段階でももう少しわかるようにした方がいいかもしれませんから、工夫していただきたいということです。

原科委員 ただいまの議論に関連して申し上げますが、評価の手法ということですが、「評価の方法」と少し広げて考えますと、手法はテクニカルな段階ですけれども、では、手続も含めた方法はどうかといった場合、大変大事なものは、やはり環境配慮ですから、環境の専門性といえますか、第三者性、客観性が大変重要です。そのための方法というのが肝要だと思います。そのために、事業者の中で事前チェックしていただくことは大変必要ですけれども、さらに環境の専門性の高い、そういう主体が評価する、これが極めて重要だと思っております。

そうしないと後のプロセスがうまくいかないと思います。この点は、ぜひこの方法論の中にも明確に書いていただきたいと思います。

石田委員 今、幾つか議論になっていることと関連して、評価項目のところもそうですけれども、計画特性と地域特性の関連についても、どの時点までを独立的に考えていって、どの時点で重ね合わせるかということが非常に大きいのではないかと思うんですね。先ほどの環境保全施策との整合性のことで言えば、いろいろな掘り起こしの段階は余り意識せず、独立的に進んでいって、最後にいろいろなものが評価の手法のところ、資料4ページのところで重ね合

わされる、この原案にはそういう事務局の意図があると理解するんですけども、計画特性と地域特性という2つの関係の中には、相互依存のものがあると思うんですね。例えば、水源の上流域ではかなり容認されるようなケースと、そうでないものが出てくるといったように。

申し上げたいのは、そもそも計画特性と地域特性の中に相互依存的なものがあるので、それをどの時点で総合的に考えるかという視点は大事なのではないかと。そこが今、余り見えていないような気がしています。

浅野座長 整理のためにこういう整理をしたという面がなきにしもあらずですが、今の石田委員のご発言について、事務局から何か。

吉野補佐 先生ご指摘のとおり、計画特性というのは、その地域の地域特性を踏まえてできているのが計画でございますので、その中に地域特性の観点はもちろん含まれていると思います。

座長からのご指摘もございましたが、確かに整理のためにこのように分けたということでございまして、環境影響評価法自体は計画特性、地域特性をきちんと把握しなさいということで、特に分けて記載してはおりません。

今回、計画特性の方が結構、事業の熟度がなかなか定まらないところがあるということで、どちらかという地域特性の方に着目した評価にしておりますので、このように分けて記載させていただいておりますが、そのように、相互に関係する性格であることを無視するという趣旨ではございません。

浅野座長 よろしいでしょうか。コメントとしてはいただいております。特に今日は位置、規模の検討というところにフォーカスが当たっているものですから、そうすると余計、地域特性というところが環境面からは重要になってくるので、こういう書きぶりになっているんだろうと思います。

石川委員、何かご発言ございますか。

石川委員 全く別の話になるんですけども、小川先生から発電所の特性についてご意見が出ていましたので、それを拝見していたんですけども、私どもも、実は発電所が現在どういうふう計画されているのか、そのプロセスをよく知らないところでございますので、どなたか発電事業者の方にご説明願えるようなチャンスを1度いただけないかと思うんです。

浅野座長 わかりました。この点は後ほど資料7でご説明がありますが、ヒアリングを予定していますので、その中で、来ていただけるかどうかはともかく、声だけはちゃんとかけて、出ていただきたいという意見が強いということで、事務局の方で努力してみてください。

石川委員 昔はちゃんと行政計画があったんですけれども、今はどうもないみたいなので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、今日は埼玉県と東京都、それから河川局の方にご説明いただいたんですけれども、実はまだお尋ねしたいこともございますので、後ほど事務局を通じますが、ご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

浅野座長 質問を共有できるのはいいことです。ここでお出してください。

石川委員 では1つだけ、東京都と埼玉県にお尋ねします。

社会・経済的な影響あるいは効果を含めていらっしゃるという点なんです、これは環境知事という点から見て、計画決定にそういう点からもコミットする可能性が出てくるのではないかと思うんですが、そののところはどういうふうに整理なさったのか。同じ知事だから、どっちみちやるんだからいいんじゃないのというふうに余り深く考えずにそういうことをなさっているのか、きちんと整理した上でこういうふうになさったのか、そのところをお尋ねします。

東京都 整理したのかという点、私は十分存じませんが、基本的に、社会・経済的な評価というのは事業者任せであるという状況なんです、東京都の場合は、それは、例えばお金を、今、言ったように東京都は、事業を実施する局が建設局と我々環境局ということで二面性を持っているわけですね。そこで、馴れ合いというのもまずいわけですから、事業者がそこで社会・経済的に、750億円かかります、700億円です、600億円です、それはそれで向こうが書きたければ書いてくださいということで、その辺、細かく整理したとは私は考えていません。

埼玉県 そうですね、どう答えていいか。

浅野座長 埼玉はちょっと答えにくいですね。多少試行的な性格があるのと、タイプが丸きり違って、なおかつ県の計画段階ということですから、具体の事業者のところにおいていたときに、だれが幾らでやるのかということまでそんなに細かく議論できない状況でやっているという印象ですけども、そういう理解でいいですか。

埼玉県 おっしゃるとおりです。

石川委員 両方とも参考として書いてあるということで、いわゆる審査会なり技術委員会の対象からは外されていると理解してよろしいですか。

埼玉県 技術委員会の中でも、社会・経済面については議論されております。また、技術委員の中にもそういう専門の先生をお招きしています。

井村委員 環境省の資料5については、実は「まあ、こんなものか」と思いながら見つ、先ほど河川局のご発表があったとき、結構体系的にやられていて、1つは、田中委員が言われ



たように、単に環境をネガティブに捉えるだけではなくて、環境づくりという視点のものが相当出されているということと、それから多目的に、例えば治水、利水というような、そういう、いわゆる環境そのものではないけれども、河川のほかの目的、こういうものもあわせて複数案の設定をされているわけです。

ですから、河川局のこれを見ますと、複数案の設定そのものの考え方の整理は、かなり体系的にされている。

それに対して、環境省の方は環境サイドだけなので、複数案の設定は事業をするサイドに相当程度任せてしまうという発想でいくのか、あるいは環境の観点から、やはりそこら辺に若干の方向性を出すのがちょっと気になるところでして、この複数案の設定というのは割と簡単に書いてあるんですけれども、その辺、環境サイドの方からどこくらいまでやっていくのが気になっているところです。

浅野座長 ともかく複数案だけ言っておくと、それこそかたちばかりの「合い見積み」のようなものが出てくる可能性があるんで、やはり何か言わなければいけないだろうというのがもともとの発端で、これが入ったのだと理解しております。

それで、とりあえず材料がないから、横断的、共通的にというときには、少なくとも環境面から見たときに何らかの意味のある複数案がなければだめですということを言っておいて、その上で、現実にこれを各省が自分のところの計画に即してS E Aのガイドラインをつくるときには、当然河川は河川なりの考え方がまたあるだろう。

そこで、場合によっては、河川の立場から言うと、環境面では同じ結論になっても、これは複数案として十分検討しなければいけない要素があるのだから、やりますということがあれば、別にそのことを否定する理由はないわけでしょうし、それから別のところは、環境面に何の影響もないようなことについては、同一案なんだから、A - 1、A - 2、A - 3は、環境面の評価については全く同じですから比較は省略しますというような対応があっても、それはそれで構わないような気がいたします。

最終的に、S E Aはこれを独自にやるということと、とにかく強調しなければいけないと思うわけですが、要はS E Aの実質を伴う要素が入っているかどうか重要なのであって、例えば別の経済面からの評価にあたっては、A案が3つくらいあって、そこでかなりコストが違いますという答えが出てきたとしても、環境面で同じですというのであれば、それは環境面から見れば1つのS E Aの案の検討であったと考えれば済むことだろうと思っているわけです。

井村委員ご指摘の点は、これではちょっとざくっとし過ぎているというご指摘だろうと思

ますので、それはよくわかるのですが、今のような趣旨のこともわかるようにしておかなければいけないでしょうね。そうしないと今度は複数案がまた二本立てで、全然別々の複数案になる、それを要求していると言われても困るわけです。

だから、これだけが唯一複数案の根拠であるかどうかは別問題。ただ、S E Aの観点から言ったら最低これは必須ですよということではないでしょうか。なおかつ「単数案でも構いません」まで言い切っていますから、合理的な理由があれば、もうしようがないですねということです。

つまりこれは、経済面から見れば「単数案」と我々が言っているものの中にも幾つも案があるかもしれませんが、環境面から見ると、そのどれを見たって影響は全然変わらないといった場合に、「こんなものはだめですよ。とんでもない、もう一度持ってこい」と言う必要はないだろう。特に、サイトがあらかじめ固定されていて動けない、さっきの1番のようなケースの場合には、必然的にこういうことにならざるを得ないということを想定はしているわけです。多分、事務局はそのつもりでお書きになったのだらうと、私はこれを読んで理解したのですが。

いずれにせよ、今のご指摘のようなことがわかるようにはしておかなければいけない。その点での誤解を与えないようにということです。

小川委員　そういう意味では、今回まとめられたS E Aの評価方法ということで、ある程度抽象化してくると、こういう内容のものがまとまってくるかなという点では結構だと思います。ただし、一番重要なことは、やはり実施可能性をきちっと担保してやることだと思います。

その意味では次回の議論になるかもしれませんが、実際に個別のものを具体的に検討して、こういう条件が必要だということが出てくると思います。それに基づいてS E Aの評価方法を抽象的にまとめると、どういう点に配慮したまとめ方をしなければいけないかということも出てくると思います。したがって、それらの点を反映させる仕組みで是非進めていただきたいと思います。

それと関連して、今の実施可能性という点に関していくつかコメントしたいと思います。S E Aを行う具体的な意義は、これまで繰り返し議論されていますが、1点目は事業アセスと違うことができ、事業がの実施がまたらす非常に重大な影響を判断できるという点にあると思います。2点目は事業アセスとは違うもっと早い時期に実現できて早期の判断ができるということだと思います。3点目は今回も非常に豊富な資料が出ている複数案の検討ができるということだと思います。この3点ぐらいに整理されると思います。

前からこの委員会をお願いしていますが、幾つかのS E Aの検討対象に対して、どういうことが事業アセスでは実現できていなくて、S E Aではきちりとは実現できるのか、それだからこそS E Aをやるんだと具体的にはっきり整理したものを、ぜひ提示してほしいなというのが1点目のコメントです。

2点目のコメントは、S E Aの実施時期に関することです。早期の段階ということで本当に意味がある時期に間違いなく実施できるのかどうかをきちっと検討して、担保していただきたいと思います。

3点目の複数案に関しては、発電所の場合を具体的な例にしてお話ししたいと思います。発電所の場合には、電力の規制緩和が進んで自由化が入ってきていますので、10の大きな電力会社とP P Sと言われる多数の新規参入業者、大きくはこの2つに分かれます。10電力のような電気事業者が、複数案として概念的に考えるとすれば、それは同一地域の中でこういう複数のオプションという話ではなく、もっと非常に広域的な地域の中で、どの場所にどういう発電所を立てると全体としてバランスが取れるかという発想で考える話になると思います。その点で今日の委員会の事例とかなり違っていると思います。

それに対してP P S業者の場合には、むしろニッチな活動をしていますから、ある場所を完全に選択特定してしまって、「こういう強みをこういうふうに活かしてやるんだ」とある意味で決めつけていますから、逆にその中で複数案というのはなかなか考えにくいという事態が起こる可能性があります。

今回の委員会で具体的な事例として説明された同一地域の中で異なる複数がオプションがあって、その中で早期のS E Aを行うことは非常にわかりやすいのですが、発電所の場合には、例えば今申し上げた2つの異なった視点が明らかに存在しますので、それぞれの場合に一体どういう内容であれば意味のある複数案の比較になるか、そういう点をきちっと詰めた方がいいと思います。そういう意味では、実際に検討経験を持つ専門の方から、より細かい事情をヒアリングして検討される方がよいのではないかと思います。

最後に、実施可能性ということで必ずしも今までの議論の中に出ていなかった点を1つ話したいと思います。

地球温暖化問題では、先進国だけがいろいろな制約を加えていくと、カーボンリーケージという形で途上国へみんなどんどん逃げ出して、結局汚染は進んでしまうという問題をどう考えるかという議論があると思います。S E Aの検討対象になっているものの中にも、場合によってはそういうリーケージの問題を起こす可能性のあるものがあると思います。

具体的にはどういうことかという、S E Aの検討対象は、ある一定規模以上のものにするという条件設定が入ると思いますが、検討対象によってはその一定規模以上のものより小さい対象外へどんどん逃げ出せる逃げ道があって、しかも規模を幾らでも小さくしていける事業がおそらくあり得ると思います。そういう小規模ものへどんどんリーケージで逃げ出されると、最後は、非常に小規模のものを非常に膨大な量、S E Aにかけなければいけないという事態が起こります。この問題をちゃんとクリアしないと、S E Aが具体的に実施できない可能性があると思います。

この問題でもう一つ重要な点は、そういう膨大な数の細かい領域へリーケージを起こさしてしまうと、これまで環境配慮ということで実現できていた環境保全のコントロール内容を全くカバーできなくなってしまって、S E Aの実施が実は環境悪化の問題を引き起こしてしまう可能性があるということです。そういう点もおそらくきちっと配慮したS E Aの制度を構築しないといけないだろうと思います。

したがって、そういうリーケージの問題を引き起こさないS E Aのあり方をよく吟味して、そういう意味で、何度も繰り返しますが、具体的に実現でき環境保全として真に意味を持つS E Aをきちっとやった方がよいと思います。

浅野座長 実施できるということは、当然の大前提ですから、やはり関係者が この研究会は大丈夫だと思うんですけども 従来のE I Aのイメージをそのまま固定的にとらえて議論している限り、エンドレスの神学論議になってしまうおそれがあると思う。多くの委員からたびたびご発言いただいているように、「これは相当自由に考えないとだめですよ」というところが大前提で、だけれども、自由でみんな勝手にばらばらにやったのでは困るから、では、どこでその枠組みを決めるかということですね。

辻本委員 話が非常に広がってきたんですけども、資料5の中で計画特性の話がありました。計画特性の中に、やはりS E Aでは、1つは時期の話もあったんですけども、もう一つ、やはり環境がイニシアチブを持っての議論だということがあって、その計画特性の中に、例えば河川事業のように、環境の再生とか復元を目標にする事業も出てきている。それから廃棄物なども、1つの事業と言いながらも、ある意味では非常に環境に絡んだ、環境目標を持った事業である。こういうものを計画特性の中でしっかり見極める。

だから、環境省ではほかに自然再生という事業もやられているし、そういう再生とか環境目標を持った事業をどう扱うかということをしかりやるときに、評価項目の中に、単に環境の改善効果が見込まれる項目についても選定するというのではなくて、やはり積極的にそののと

ころは、その段階でも書く。計画の特性の中でもしっかりそういう環境目標のものも書くし、その次の段階である項目の選定のところでもしっかり書いて、そして一番最後に評価方法のところでも書くという段階が必要ではないかと思うんですね。

これは非常に難しく、例えば東京都が、いわゆるE I A的な環境評価項目以外に、もう一つは東京都として持っている環境目標があるんだというような形でBの軸で評価されたんだけど、これは、東京都はすべての事業に対してある環境目標を持っているという認識なんだという考え方もできると思うんですね。ところが、今までE I A的なものは非常に定量的に評価できるんだけど、B軸のものはほとんど定性的な評価にとどまっている。にもかかわらず、表を見るとかなり差が出ているんですね。ということは、やはり計画特性をしっかりとつかんで、評価項目をしっかりとつかんで、そして評価方法をしっかりとつくることをやっておかないと、いわゆる時期だけの問題でなくて、環境の問題をイニシアチブにとった戦略的アセスという視点からすると弱くなる可能性があるんで、ここをもう少し整理していただきたいという気がします。

浅野座長 大事なご指摘をいただきました。

原科委員 先ほどの議論に戻りますけれども、複数案の比較検討の中で、2ページの(2)複数案の設定に、事業を行わない案というのが出てまいりますね。私はこれは大変重要だと思います。

結局、今、ここで議論しておりますのは、位置、規模等の検討段階ですから、どこに立地するか、どのような規模にするか、場合によってはつukらないということも考える、そういう段階での適用だと思います。その意味で、事業アセスとはまるで違う段階ということになりますので、方法論もいろいろ変わるわけですね。

そういうことがございますので、その意味から言いますと、先ほど石川委員から社会・経済的な面をどうやって扱うのかというご質問があったんですけども、その意味がありますので、例えば、規模をある程度縮小すれば社会・経済的な影響とか効果は変わりますね。効果が減る場合もある。しかし、それによって相当程度環境に対する負荷が減れば、そちらを選択した方がいいという判断を事業者もされると思うんですね。事業者がそういう選択ができるように情報提供をするのがS E Aの役割だと思います。ですから、経済・社会面と相対的に比較できるような情報をつくっていくことが大変大事なことだと思っております。

そういうようなことで、私は、これは単一案で調査、予測及び評価を行う場合もあるとおっしゃったんですけども、実は事業を行わない、ノーアクションですね、これも最低限あるわ

けです。ですから、この場合でも、実際は2つ比較できますから、そうすれば社会に対する説明責任を果たすことができると思います。それがなかったら、ちょっと説明できない。そんなことだと思っております。

早水室長 先ほど小川委員が言われた、事業アセスでできないことを戦略アセスでやるということなんですけれども、今、事業アセスの審査を担当している者として一言感想をお話したいと思えます。

先ほど浅野先生から、EIAは位置、規模が決まってから始まるということで、大体そうですと私も申し上げたんですが、厳密に言うと、確かに準備書から評価書に至るときに、例えば事例として、橋の形が変わったとか、それから方法書がまだ熟度が低いので、羽田のアセスなどは工法が決まっていなくて、それで始めたけれども、準備書ではどこまでが埋め立てでどこから栈橋が決まってきたとか、そういうことはあるんですが、基本的には、今の事業アセスというのは、ある案があって、若干変わるとしても微修正というか、そういう形になる。そして、基本的にはある案をもとにやるというのが事業アセスで、今回議論されている戦略アセスというのは、やはり幾つかの案を公平に、平たく見るというんですか、そこが根本的に違うという感想を私は持っております。

浅野座長 今日まだご発言をいただいていない委員にもご発言をと思えますが、宇賀委員、何かお気づきのことございますか。

宇賀委員 手続問題は次回ということでしたので、多少それとかがかわってしまう面があるので発言を控えていたんですけれども、SEAが本当に実効あるものとして行われるために決定的に重要なのは、複数案の設定が合理的に行われているということだと思えます。それは計画策定プロセスの問題にかかわってくるので、次回の話になると思えますけれども、資料5の(2)では、「複数案を設定することが現実的でない場合には、その理想を付す」とまで書いてありますように、複数案を設定したときに、それぞれの理由がかなり詳細に示されて、複数案の設定の合理性について検証できることが非常に重要だと思えます。

この複数案の設定によって、いわばその後の議論の土俵が決められてしまいますので、その土俵の設定の仕方自身が適切でなければ、その後、幾ら精緻な評価をしても実効性という面では問題が出てきてしまうということです。

それから、調査の手法とか予測の手法、評価の手法、その合理性、そして、調査の手法の中には調査に用いられたデータの合理性という問題があって、これもやはりSEAが実効性を持つために非常に重要な意味を持つわけで、そのための重要なファクターとして、そうした調査

の手法、予測の手法、それから調査に用いられたデータを含めて、それらが公表されること、これが合理性を担保するための一つの重要なファクターになると思います。

そのあたりは今回の議論なのか次回の議論なのか、微妙なところですが、発言の機会をいただきましたので、申し上げさせていただきました。

浅野座長 次回の議論につながる部分のご指摘をいただいたと思いますので、この辺はぜひ留意していただきたいと思います。

余計なことを言うと申しわけないんですけども、事業評価監視委員会などに出ていますと、大体ブラックボックスで、答えだけが出てくることが多いのですが、聞くと結構丁寧にデータが出てくるんですね。聞かないと、それで終わってしまうという現実があります。ちゃんとバックデータがあるということはよくわかるわけです。ただし、そのバックデータも、丁寧に見ていると時々変なものがあって、「あれ？」というのはいわゆるありあせんけれどもね。

ですから、やはりおっしゃるように、どの段階で出すかはまた別問題だけれども、やはりちゃんと説明責任を果たさなければいけないということはおっしゃるとおりです。

ただ、問題は、S E Aのある段階のものについては、データの合理性と言われても少々辛い面もあるでしょうね。だからこそ、そこを全くの内部手続だけで済ませないで、第三者が関与するなり、それが一般公衆になるかどうかは別問題ですが、物によってはそういう場合もあるだろうし、あるいは高校の生物部の先生に聞くといったこともあるだろうし、あるいはその筋の専門家を呼んで意見を聞くようなこともあるかもしれない。何らかの形でそういう手続をきちっと踏んでおく。どういう手続をどのように踏まなければいけないということが必ず共通的に同じようにあるかどうかは別として、そういうことはあるだろうと思います。

今日、原科委員から第三者関与が必要だのご発言があったのも、そういう意味だと私は理解しているわけですし、その点をどういう形で組み込むかも含めて、次回は十分議論ができるようにしなければいけないと思います。

それから、前回、P Iが同時に、もう既にかなり制度化されて行われている面がありますので、P Iとの関係についてもちょっと、この委員会としては全く素通りというわけにはいきませんので、ヒアリングの中でその辺についてうまく、状況がどうなっているかわかるように、事務局として準備していただければと思います。

石川委員 今、次回のお話で、手続をどうするかでP Iの話がございましたが、私が一番気になるのは、P Iの中で環境部局をどういうふうにするかという話だと思います。今回、考えておりますS E Aの中では、当然環境部局の関与があるわけですが、P Iの中でそ

れをやったら、あるいはP Iと一緒にやったらという話もあるみたいなんです、環境部局をどのように関与させるかに関しては、ガイドラインという手続を決めるという性格上、やはりきちんとした手続を、環境部局に対する意見の紹介とか、そういうきちんとした手続をしておかないと、環境部局としては物を言えないのではないかと。

P Iは、いろいろ議論をしながらその計画を固めていこうではないか、どうもそういう趣旨で組み立てられているみたいなので、環境部局の意見をその中で言うとなりますと、どの段階でどういう意思表示をすればいいのか事前に決められていないということで、どうも責任の分担が曖昧になりがちだと懸念しております。

この辺のところも次回、ご議論、ご討議をお願いしたいと思います。

原科委員 今、石川委員がおっしゃったことに関係しまして、実は先月末に海外学術調査でアメリカを調査してまいりました。調査の趣旨は、S E Aにおける参加とか情報公開の問題なんです、P Iとの関係も再度確認してまいりました。

アメリカのP Iというのは、むしろパブリック・パティシペーション P Pとほとんど同じような意味なんです。彼らに言わせると、P Iは部品であると。普通、トータルなプロセスをP Iとは言わないんですね。むしろそれは、プランニング・プロセス。これは先生がおっしゃったプランニング・プロセスなんです。その中で、しかるべきところでP Iをやっていく。ですから、アセスメントの中でもP Iはやるんですね。アメリカではそんな位置づけで議論しておりました。

浅野座長 時間がありませんので恐縮ですが、その点はA 4判2枚ぐらいでペーパーを下さい。

原科委員 では、メモで出します。

田中委員 簡単なコメントなんです、先ほどS E Aを行う意味のような話が出まして、環境面からのイニシアチブというご発言がありました。

先ほどの河川の事例の中で、治水面、利水面ではきちんとした評価の基準が決まっているケ環境面は、そういう意味では固定的な、あるいは特定の、なかなか見出しにくいといった話があったかと思いますが、恐らくS E Aというのは、手続の中でいけば地域の環境特性、その地域の特性と計画上の特性から、いわば環境のどのところをどういうふうに配慮、あるいは優先して注視し、そして場合によっては保全効果を高めるべきかという、いわば逆に言うと、環境の多様性なり複雑性みたいなものがありますから、そのところを見出すことが大事で、それは先ほど辻本委員がおっしゃった話にもつながるのかなと思います。



ですから、S E Aの意味というのもそういうところで、つまり、E I Aのレベルよりももう少し広い環境面の評価があるのではないかと思います。

浅野座長 我々の直接の役割は、当面は共通のガイドラインの報告を出すことであるわけですが、報告書そのものは、それだけざっと書いて「これで」というわけにはいきませんし、当然能書きも端書きもくっついてくるでしょうし、参考資料もくっついてくるでしょうし、いずれこれを本にして売ろうという予定でもあるのなら、なおさら結構いろいろな資料がついていなければいけないのですが、それと、現実になんかともどういう手順でこれをお決めになるかは別として、国として共通のガイドラインを設定しますというときの、そのガイドラインの本体部分を切り分けおかないと、ガイドラインの中に能書きが長々と書いてあったら全然ガイドラインになりませんから、その辺は、最終的な仕上がり品の段階でどうするかということはしっかり意識していただきたいと思います。

当然E I AとS E Aの違いとかメリットは示しておかなければ製品として売れませんから、製品カタログにそういうものがなければどうにもならないというのは当たり前のことだと思っています。

さて、30分超過を宣言しながら時間が危なくなってきました。

最後に、資料7に基づいて、今後の進め方について事務局からご説明をお願いいたします。

平野課長 資料7、1枚紙でございます。

今後の検討の進め方ということで、3点。

まず、戦略的環境アセスメント導入に必要なガイドラインの構成要素の1つである手続、これが残っておりますので、次回第4回目、2月26日の予定でございますけれども、手続についてのご審議をいただきたいと考えております。

2点目、関係者意見の把握。ヒアリングですけれども、これにつきましては4回目の前、1月30日に行いたいと考えております。

先ほど座長からもお話いただきましたように、事業の実施主体あるいは関心のある団体ということで、NGO、NPOの方々からご意見をちょうだいしたいと考えております。

最後に、S E A導入に必要なガイドラインでございます。これは最終、第5回目までに完成しなければいけないと考えております。本研究会のゴール、結論でございますけれども、年度末をめどにご提示できればと考えているところでございます。

なお、これまで先生方からいただいたご意見の中で、このガイドラインでカバーし切れない課題もございます。例えば政策レベルのS E A、あるいは今回の検討対象よりもさらに上位の

計画に関する S E A、こういった対象につきましては、例えばオランダの E テストのような簡易な評価の手法についての検討、そしてまた累積的、複合的な影響についての評価、こういったことも検討していく、それが課題になるうかと考えております。

さらには、S E Aに必要な情報基盤の整備あるいは地域の環境管理計画、こういったことの検討も必要かと考えております。

これらの課題につきましては、ガイドラインのまとめの際に課題として整理できればと考えております。

いずれにいたしましても、このガイドラインづくりは多くの主体の方々にとって不可欠と考えておりますので、引き続き先生方から多くの意見をちょうだいいたしながら、よりよいガイドラインづくりに近づけてまいりたいと考えております。

よろしく願いいいたします。

浅野座長 ただいまのご説明について、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今回のガイドラインについては、皆さん今までの議論の中でほぼイメージを持っていたかと思えますけれども、それで終わる気は毛頭なくて、よく修士論文の指導のときにやるのですけれども、できなかったことは「今後さらに勉強します」と書かせる。というようなことではないかと思いますが、できればこの研究会はこれで解散ということのないように、事務局の方も頑張っていただきたい。よろしく願いいいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

最後に事務局からのご連絡をお願いいたします。

湯谷補佐 今後の本研究会のスケジュールでございますけれども、ただいまご説明がありましたように、関係者意見の把握ということで、関係ヒアリングを1月30日金曜日、18時から、場所はこの環境省第1会議室で予定しております。

また、第4回の研究会につきましては、2月26日月曜日、18時から、これもまた夜になってしまいますが、同じく環境省第1会議室で予定しておりますので、よろしく願いいいたします。

浅野座長 次回ヒアリングは正式な研究会という枠から外しておりますが、これは定足数要件にこだわらないという趣旨でございます。ご出席いただける先生方には、ぜひご出席をお願いいたします。

それでは、本日の研究会はこれで終了いたします。

午後0時25分 閉会